

官報

号外 平成十三年六月八日

○国五百一回 参議院会議録第三十号(その一)

平成十三年六月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

平成十三年六月八日

午前十時開議

第一 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農林中央金庫法案(内閣提出)

第三 漁船法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 中間法人法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 確定給付企業年金法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、ハンセン病問題に関する決議案(山崎正昭

君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、短期社債等の振替に関する法律案、株券等

の保管及び振替に関する法律の一部を改正す

る法律案、地方税法の一部を改正する法律案

及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

案文を朗読いたします。

ハンセン病問題に関する決議案

去る五月十一日の熊本地方裁判所におけるハ

ンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府

は控訴しないことを決定した。本院は永年にわ

たり採られてきたハンセン病患者に対する隔離

政策により、多くの患者、元患者が人権上の深

く反省し謝罪の意を表明するとともに、多くの

苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の

誠を捧げるものである。

さらに、立法府の責任については、昭和六十

年の最高裁判所の判決を理解しつつ、ハンセン

病問題の早期かつ全面的な解決を図るために、

我々は、今回の判決を厳粛に受け止め、隔離政

策の継続を許してきた責任を認め、このような

不幸を一度と繰り返さないよう、すみやかに患

者(元患者)に対する名誉回復と救済等の立法措

置を講ずることをここに決意する。

政府においても、患者(元患者)の方々の今後

の生活の安定、ならびにこれまで被った苦痛と

苦難に対し、早期かつ全面的な解決を図るよう

万全を期するべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申

し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し

願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。
——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百七十五

賛成

百七十五

反対

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) ただいまの決議に対し、厚生労働大臣から発言を求められました。坂口厚生労働大臣。

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂口力君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたします。(拍手)

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上四案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。柳澤金融担当大臣。

のような関係にあるのか、総理の見解を伺いました。

次に、金融・不良債権問題についてお伺いいたしました。

これまで、金融システムを守るために、総額二十八兆円もの公的資金が投入されました。金融システムの不安定解消が経済再生に不可欠であることは自体は、民主党が一貫して主張してきたことです。しかし、政府がこれだけ巨額の公的資金を使いながら、金融システムはいまだ健全化されたとは言えない状況にあります。むしろ、政府がいかに安易に国民の税金をどぶに捨てるような公的資金の注入を行ったかが、さきに同僚議員の要求により開示された金融危機管理審査委員会、いわゆる佐々波委員会の議事録によって明らかとなりました。

現在、銀行は、グループ化、巨大化で競争を乗り切ろうとしていますが、不良債権を含めた経営実態のディスクロージャーは一向に進んでおりません。銀行の不良債権処理や経営実態のディスクロージャーが進まない原因はどこにあると総理はお考えでしょうか。

今回の対策の中で、銀行の不良債権について、既存分は二年、新規分は三年で直接償却によりオーバランス化を進め、最終処理を行うとされましたが、破綻懸念先、要注意先などの債権の線引きもあいまいで、オーバランス化の対象となる不良債権の規模も明確なのではないでしょうか。

一体、彼らの不良債権を最終処理すればいいのでしょうか。この最終処理により、経営困難となつた個別の金融機関に対して、政府としてはさらに公的資金を投入して延命を図るのかどうか、

総理のお考えをお尋ねいたします。

また、債権放棄への指針づくりに当たってのモラルハザードについて伺います。

不良債権処理については、私的整理に伴う債権放棄など、やり方や基準次第ではモラルハザードを招くおそれがあると考えます。これまでも政府・与党は、ゼネコンに対する債権放棄には甘い姿勢をとつてきました。

今後の不良債権処理について、中小企業を対象に倒産を促進させるものになると指摘がありますが、総理、この指摘は事実なのでしょうか。経営者や株主責任についてどのような考え方で対処するつもりでしょうか。国民が納得する指針を示すべきと考えますが、総理、いかがでしようか。

次に、セーフティーネットの構築について伺います。

現在、消費回復の最大の足かせは雇用や将来の不安にあり、GDPの六割を占める個人消費を回復させるには仕事や将来の不安を取り除くことが不可欠であります。

政府や経済界は、これまで雇用の流動化、労働市場の弾力化によって雇用不安が解消するかのごとく吹聴してきましたが、特に中高年の求人市場はそれほど甘いものではありません。また、年金の将来像も示せないので、高齢世帯のみならず現役世代でも財布のひもがかかるのは当然なのでないでしょうか。そこには生身の人間の生活がかかっています。

総理は、貴乃花の痛みはわかつても失業者の痛みや苦しみは本当にわかっていないのではないかとおっしゃるのを総理は御存じでしょうか。ま

た、各地のポリテクセンターでパソコンあるいは情報処理のコースを修了しても、次の職につける者はほんのわずかという現実を総理は御存じですか。

こうした厳しい雇用環境の中で、国が政策として金融機関等の不良債権処理を思い切って進めていくには相当の覚悟が必要であります。政府の政策で失業するとしたら、その対策に政府が万全を期すのは政府の責任であり、国として從来の制度の延長線上の対策に限定せず、思い切った格段の努力を傾注すべきであります。

政府が雇用の受け皿づくりに責任を持つ必要はないと平然と言つてのける大臣がおりますが、政治とは、国民の生活の安定こそが使命なのではなく、國民が犠牲の経済回復をだれが喜ぶのでしょうか。痛みが一時的なものであるとそれが保証してくれるのでしょうか。

民主党としては、万一の場合に備え、雇用保険財政安定化のための総額四兆円程度の基金も創設すべきだと主張しております。雇用を中心とするセーフティーネットの構築についての政府、政治の使命、具体策について、総理からはほとんど発言も提案もないように思えますが、総理のお考えをお伺いいたします。

次に、証券税制改正等について伺います。

今回の政府の改正案は、政府・与党の緊急経済対策のうち、証券市場活性化策の一環として、本年十月から一年半の間、個人が所有期間一年超の上場株式を譲渡し、申告分離課税を選択した場合に譲渡所得金額から百万円の特別控除を行うといふものであります。本法案とあわせて、いわゆる金庫株解禁に関する商法等の改正、老人マル優にしております。

おける株式投資信託への株式組み入れ比率規制和のための財務省令改正などが予定されております。

しかし、これらの一連の緊急対策は、与党の場

当たり的な株価対策の寄せ集めにすぎず、中長期的視点からの公正かつ透明な証券・金融市場を目指す改革からはほど遠いだけでなく、むしろ逆行するとさえ言わざるを得ません。

五月三十一日付の毎日新聞の社説では、「筋の

努力を傾注すべきであります。

株式譲渡益課税については、まず、主要国に類似のないみなし源泉課税を速やかに廃止して申告分離課税一本化した上で、金融資産課税全体の中で税率の水準等を見直すのが本筋であります。総理のお考へを伺います。

また、今後具体化されるであろう株式取得機構の設立は、やり方次第ではさらなる公的資金な

わち国民の血税の投入に道を開くものとなり、仮にそうではないとしても、これまた株式市場の透明性を著しく損ない、全くの逆効果となるおそれが大きいと思われますが、いかがでしょうか。

一番の経済対策は、このような与党政治家の思

いつきのよき継ぎはき、つまみ食い、ツケ回し

の対策の寄せ集めではなく、政治が将来への明確

なビジョン、プログラムを具体的に示すべきであ

ります。そのことによって、国民は一時的な痛み

を分かち合うことはできるでしょう。残念ながら、小泉総理の叫ぶ構造改革は、今のところ表紙

とせいぜい目次であります。これでは不安は解消

できないと断言いたします。改革の項目を示した

だけでも、自民党内からは反発の声が上がり、見

直すという言葉だけが躍っています。参議院選挙

では何を争点にするお考へなのでしょうか。

先行きの見えない不安が続く限り、国民は自己防衛をせざるを得ないのであります。このことに

ついて総理の明快なお考へを伺い、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 前川議員にお答

えいたします。

初めて、この一ヶ月半の私の責任についてお尋ねがございました。

二カ月足らずで責任を問われるとは思いません

であります。

二カ月足らずで責任を問われるとは思いません

雇用を中心とするセーフティーネットの構築に状况を踏まえた対応を図ってきたところであります
が、今後とも引き続き、求職者の方々が一日も早く再就職できるよう努めてまいりたいと思いま
す。

雇用を中心とするセーフティーネットの構築についてですが、不良債権の最終処理等構造改革に伴い厳しさの増す雇用情勢に的確に対応していくことは、この雇用対策というものは内閣の重要な課題であると考えております。

このため、私が本部長を務める産業構造改革・雇用対策本部において、労働市場の構造改革に適した雇用面のセーフティーネットの整備や新市場、新産業の育成による雇用創出などについて、具体的な施策に向けて検討しているところであります。今月末を目途にその方向性を提示したいと考えております。

証券税制についてのお尋ねであります、緊急経済対策に係る税制上の措置として、長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度を創設するための法案を国会に提出するとともに、上場型株式投資信託に係る税制の整備及び老人マル優の対象となる株式投信の拡大のための改正などを行ったところであります。これらの措置は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等、直接市場の活性化に資する観点から、緊急経済対策の一環として行ったものであります。

租税特別措置法の提出についてのお尋ねであります。株式等譲渡益課税制度については、景気情勢や株式市場の動向等を踏まえ、先般成立した十三年度税制改正法により、本年四月に予定されていた申告分離課税への一本化を二年間延期したことになります。

平成十三年六月八日 参議院会議録第三十号(その一) 短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律(改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明))

こととし、しっかりととした検討を行つてまいります。

理はこの現状をどう認識されているのですか。世界各国では、景気が悪くなれば家計をどう応

政府としては、緊急経済対策の一環として、個人投資家の株式市場への参加を促進する等の観点から、現行の源泉分離選択課税制度のもとで最大限の政策的な配慮を行うこととしたものであります。

なお、申告分離課税への一本化の方針を変えるのではなく、朝令暮改との指摘は当たらないものと考えます。

今後の株式譲渡益課税についてでありますか、先般の与党合意において、申告分離課税への一本化の実施時期及び一本化後の株式譲渡益課税のあり方について、引き続き協議の上、早急に結論を得るとされたところであります。また、申告分離課税への一本化後の株式譲渡益課税のあり方につけでは、政府税制調査会において新たに幅広い検討を開始しております。

政府としては、与党の議論や政府税制調査会における議論をしっかりと踏まえ、今後検討をして適切な対応をしてまいりたいと思います。

株式買い取りスキームについては、株式保有制限の導入に伴う銀行からの株式放出が、株価水準によつては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあることから、一時的なものとしてそのスキームを検討しているものであります。

本スキームに対する公的支援のあり方について
は、それを行うこととする場合においても、いた
ずらに財政負担をもたらすことのないよう適切な
仕組み等を検討してまいります。

いずれにせよ、今後、金融システムの安定化と市場メカニズムとの調和を念頭に具体策を講じる

こととし、しっかりと検討を行ってまいりました。言葉だけの構造改革では国民の不安は解消しないとの御指摘がありました。私は、例えば、道路特定財源や郵政三事業のあり方など、これまでタブーとされたことははっきりと見直すと申し上げました。これからも聖域を設けず構造改革を推進していく決意ですが、その際に、痛みを恐れず、既得権益の壁にひるまず、過去の経験にとらわれず、恐れず、ひります、とらわれずの姿勢を貫き、「二十一世紀にふさわしい経済・社会システムを確立してまいります。今月中に経済財政諮問会議において、今後の経済財政運営や経済社会の構造改革についての基本方針を明らかにすることとしております。(拍手)

○議長(井上裕君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇、拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、緊急経済対策並びに関連法案について質問いたします。

総理、あなたがこの壇上から所信表明演説をされてから一ヶ月がたちましたが、日本経済は光が見えてくるどころか、一段と深刻の度合いを増しています。最近発表された政府調査において、消費支出、完全失業率を初め、どの指標を見ても景気は明らかに一層の後退局面に入っています。総理はこの現状をどう認識されているのですか。

世界各国では、景気が悪くなれば家計をどう応援するか、個人消費をどう拡大するか、まず対策をとるのが常識であります。ところが、自民党政治はこれには目もくれず、的外れの対策ばかり行ってきた結果がここに冷蔵庫に示されているのです。

総理は、個人消費はGDPの六割と大きな割合を占め、景気を左右する重要な要素であると認めました。それなら、なぜ緊急経済対策に個人消費を刺激する直接の対策を盛り込まないのですか。

小泉内閣がやろうとしているのは、結局、森内閣からそのまま引き継いだ緊急経済対策がその中心であることは、不良債権の早期最終処理を見てお分かりかであります。

竹中経済財政担当大臣は、不良債権の最終処理を二年、三年でやり切るために、目標年次を設定し、それに基づいて強力な指導を行うと言いました。つまり、政府が積極的に介入するということになります。そうであるなら、この処理でどのくらいの中小企業が銀行によって切り捨てられ、倒産などに追い込まれるのか、明確にすべきであります。介入はするが結果はわからないというのであれば、これほど無責任なことはありません。總理及び竹中大臣の答弁を求めます。

総理、あなたは所信表明演説の中で、構造改革を実施する過程で非効率な部門の淘汰が生じると言い放ちました。そこで伺いたい。あなたが言う淘汰されて当然の非効率な部門とは、具体的にどういう業種のどういう分野なのか。例えば、相次ぐ大型店の出店ラッシュで廃業が相次ぐ商店街、

輸入農産品の急増で苦しむ緑色産業など地域産業、貴重な伝統産業などはその対象だと考えているのか。具体的で明確な答弁を求めたい。

政府が早急な最終処理を行なうと言つていいと不思議な権の圧倒的な部分は、まじめに仕事をしているが、景気が悪くて売り上げが落ち込んだため赤字経営になり、資金の返済が滞っている中小企業であります。もとをたらせば、あなたも閣僚だった橋本内閣による九兆円負担増という大失政の被害者であります。しかも、今、毎月きちんと返済している企業であっても、赤字というだけで将来の不良債権とみなされ、資金を回収されるという事態さえ進行しているのであります。不良債権の早期最終処理は、この不況の中で何とか歯を食いしばってきた多くの中小企業を無理やり倒産させるものではありませんか。あなたはこうした事態も肯定するのですか。

帝国データバンクの専門家は、最近、日本経済が最悪のときに不良債権早期最終処理という最悪の方針を打ち出した、これをこのままやつたら、景気回復どころか日本経済の基盤そのものが掘り崩されると厳しく警告を発しています。

総理、政治の責任として今やるべきことは、どんな対策ではなく、不況のもとでも物づくりの基礎技術を継承し、高齢者など地域住民に買い物の機会を提供し、そして雇用の八割を担っている中小企業を日本経済の重要な担い手として応援することではないのですか。

小島内閣は、不良債権の早期最終処理に、失業者が出ても、安心のセーフティーネットをつくるから大丈夫だとしきりに強調します。

二百五万人の雇用創出・維持の計画を立て、進め
てきました。総理は、衆議院でこれらの雇用対策
が一定の効果を上げてきたと答弁されましたが、
実際はどうだったでしょうか。完全失業者は、九
八年に三百七十九万人、四・一%だったものが、
ことし四月には三百四十八万人、四・八%とな
り、実に六十九万人もふえたのであります。これ
でも雇用対策が成果を上げたというのですか。あ
なたは、この三年間で失業率、失業者とも増大
し、雇用状況がますます悪化している理由をどう
認識されているのか。また、その教訓が今回の対
策のどこに生かされているのでしょうか。お答えく
ださい。

政府は「新たに五百万人雇用創出を打ち出したが、これは五年先の数字で、しかも五百万と、いう数字は、竹中担当大臣が潜在的労働需要の可能性としか言えないものであります。これが本当に実現可能であるというのなら、なぜ現実に三百万人の失業者がいるのに、それには何二つ有効な対策を打てないのですか。

総理、あなたが雇用確保をまじめに考えているというなら、確実に成果が上がり、即効性のある労働時間の短縮による雇用創出計画をなぜ提起しないのですか。その効果はフランス、ドイツではないのですか。

でも、サービス残業をなくせば九十万人、残業をゼロにすればさらに百七十万人の雇用が確実にふえる。つまり、公的年金は、二十九の老健法によっても、根本的に改善されるべきである。

ないのですか。

今回、法案として提出された証券市場の活性化にも重大な問題があります。株式譲渡所得に対する百万円までの非課税制度や保管振替機関の株式会社化は、国民資産を株式市場に取り込むためのものにはなりません。他方、政府は、銀行保有の株式取得機構が銀行から株式を買い取る際、その買い取り資金に対しても政府保証などの公的な支援を検討することを緊急経済対策に盛り込みました。国民には株式売買のリスクを押しつけ、銀行には政府保証をつけた買い取りの仕組みまでつけて株式価格変動リスクを減らしてやる。これでは、まさに銀行のリスクを国民につけかえるという逆米型自民党政台のものではあります。

この一ヶ月、小泉内閣の消費税増税計画が明らかになつてきました。塩川財務大臣は、本院財政金融委員会で、二、三年後にプライマリーバランスの実行に入る段階として、そのときには消費税の増税も視野に入れて税制の改正をしたいと答弁しました。これは消費税増税の方向を明示したのにほかなりません。竹中大臣も、みずから書の中でも、二〇〇三年から段階的に消費税を上げ、最低でも一四%にしなければならないと明言か。

バーとして、小沢内閣の時代に出された最終報告が消費税引き上げも視野に入れざるを得ないとし、これを、消費税一〇%など「余計なこと」と並べて

総理、あなたの任命した経済財政担当の閣僚が、いずれも一、三年後には消費税増税を主張していますが、あなたも同じ考えですか、違うのでしょうか。

内外に高まっています。

この間、政府は、景気対策として所得税と法人税など、消費税以外の主要な税金を減税してきました。なぜ消費税の減税だけは検討もしないのですか。結局、この税だけは将来上げる必要があると考えているから、「下げる」ことを検討すらしないのではありませんか。明確な答弁を求めるものであります。

今こそ、消費税減税、社会保障連続改悪計画の凍結、雇用・中小企業応援による景気回復を図ることとも、直接税中心・総合・累進制、生計費非課税という民主的な税制の確立を柱に据えることです。そして、我が党が提案しているように、公共事業のむだを削り、国民の暮らし、社会保障を政治と予算の中心に据えるかじ取りに切りかえてこそ景気回復と財政重建の両立が可能になることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 笠井議員にお答えいたします。

景気の現状についてですが、我が国の景気はさらに弱含んでおり、先行きについては、アメリカ経済の減速や設備投資に鈍化の兆しなど、懸念すべき点が見られます。なお、最近公表された統計を見ると、家計の消費支出に弱い動きが見られ、失業率が高水準となっている点などに留意が必要だと思います。

個人消費に対する取り組みでございますが、御指摘のとおり、個人消費は景気を左右する重要な要素であり、その回復は不可欠であります。景気の現状を見るとささらに弱含んでおり、このような景気の脆弱性の背景には構造問題の存在があると考えております。このため、小泉内閣では、構造問題の根本的な解決に取り組むため決定された緊急経済対策の速やかな実行に努めるとともに、聖域を設けず構造改革を強力に推進してい

く方針であり、国民にこうした改革に取り組む姿勢をはっきり示すことが我が国経済に対する自信を取り戻すことにもつながるものと考えております。これにより、我が国経済の再生を図り、所得環境の改善や国民の不安感の解消を通じて個人消費の回復と本格的な景気回復を実現してまいります。

不良債権の最終処理でどのくらいの中小企業が倒産などに追い込まれるのか、また中小企業の経営に影響を与えるのではないかとのお尋ねがありました。

不良債権の最終処理の方法については、個々の企業の実態等も十分踏まえつつ取り組む方針であり、もちろん中小企業を倒産に追い込もうとするものではありません。しかし、こうした構造改革を実施する過程で、倒産など社会の中に痛みを伴う事態が生じる可能性も否定できません。また、不良債権処理の手法や、対象となる企業の状況によって影響度合いが異なるため、どれくらいの中小企業が倒産に追い込まれるか、定量的に申し上げることは困難であります。

こうした構造改革に伴う情勢変化に的確に対応していくことは、内閣の重要な課題であると認識しております。このため、中小企業に対する金融面での対応や雇用面での不安を解消する施策の拡充を講じ、痛みを最小限にするための対策に万全を期してまいります。

構造改革の過程における非効率部門の淘汰につ

いてのお尋ねであります。

私は、競争力ある産業社会を実現するため、各経済主体の効率性の向上に向けた努力を積極的に支援してまいりたいと思います。同時に、構造改革に伴う雇用面での不安を解消するとともに、中小企業に対する金融面での対策等に万全を期してまいります。

中小企業を日本経済の主役として応援するべきではないかとのお尋ねであります。

中小企業が生き残り、伸びられる環境を整備することが重要であります。このため、ITの活用により、物づくりの基盤技術の向上を推進したり、魅力ある商店街づくりのための助成策を講じるなど、中小企業を積極的に支援してまいります。

今般の緊急経済対策は、不良債権の最終処理等の構造改革を推進するとともに、これに伴う雇用面への影響を最小限とするため、セーフティネットの整備として中高年の非自発的離職者対策等の雇用対策を盛り込んだところであり、政府としては、その効果的な実施に取り組んでいるところであります。

雇用創出についてのお尋ねでありますが、経済中小企業支援センター等における経営相談や助言などをきめ細やかに実施するなど、中小企業に対する支援に万全を期してまいります。

数次にわたり実施してきた雇用対策の成果についてでありますが、政府は、数次にわたり雇用対策を講じてきており、昨年五月に策定したミス

的に進めるため、先般、私が本部長を務める産業構造改革・雇用対策本部を設置し、新市場、新産業の育成による雇用創出、人材育成、能力開発の推進、安心して働く就業環境の整備、労働市場の構造改革に適した雇用面のセーフティーネットの整備の四つの検討項目を決定したところであります。

現在、経済財政諮問会議と連携を図りながら、具体的な施策について検討を行っているところであります。今月末を目前にその方向性を提示したいと考えております。

労働時間の短縮についてのお尋ねであります。が、労働時間の短縮がどれだけの雇用創出効果をもたらすかは明らかではありませんが、労働者にゆとりをもたらすほか、高齢者や女性等が働きやすい環境づくりに資するという観点からも、経済計画等において目標としている年間総実労働時間千八百時間の達成、定着に向けて今後とも労働時間の短縮に努めてまいります。

株式買取りスキームについてであります。株式買取りスキームについては、株式保有制限の導入に伴う銀行からの株式放出が、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあることから、一時的なものとしてそのスキームを検討しているものであります。

本スキームに対する公的支援のあり方については、それを行うこととする場合においても、いた

ずらに財政負担をもたらすことのないよう、適切な仕組み等を検討してまいります。

いずれにせよ、今後、金融システムの安定化と市場メカニズムとの調和を念頭に具体策を講じることとし、しっかりととした検討を行ってまいります。

財政再建と消費税の引き上げについてのお尋ね

がございました。

財政再建に取り組むに当たっては、歳出面にむだはないか等についての徹底した見直しを行わないまま安易に増税に頼ることは考えておりません。

したがって、まずは歳出の徹底した見直しを行います。その上で、公的サービスの水準とそれを賄うに足る消費税も含めた国民負担の水準はどうあるべきかについての国民的な議論が必要であると考えます。

景気対策としての消費税の減税についてのお尋ねがありました。

我が国は急速な少子高齢化の進展や、現下の厳しい財政状況等を考えれば、消費税の減税については考えておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) 私の名前が何回か挙げられます。(拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) 私の名前が何回か挙げられましたので、議論すべき点は本来たくさんあるのかと思いますが、直接お尋ねいただきました

のは雇用の問題だと思いますので、この点について御答弁を申し上げたいと思います。

不良債権処理によってどのぐらいの影響が出るか、これは何度も申上げましたけれども、これは大変幾つかのこ

とが想定されますので、予測は大変困難な問題です。困難ながらも、幾つかの議論を今私たち進めています。

不正債権処理について質問いたします。

五月十六日付の日経新聞は、大手銀行の間で同

じ貸出先企業に対する自己査定にばらつきがあるとの記事を掲載しています。五月二十五日付の日

経新聞は、前倒し処理を目指す東京三菱銀行が甘

かった資産査定を厳しくした結果、グループの不

良債権残高は四兆五千億円強と一年間で五割増しになったことを報道しています。

優良行と言われる東京三菱銀行ですらこうなの

ですから、他の銀行も資産査定を厳しくしたら、不正債権処理を行わないで、これをそのまま放置

いたら、その後のコストは、その後の痛みはもっともっと大きくなるということをやはり多くの専門家は今認識しているのだと思います。

その意味では、繰り返しになりますけれども、大変これ厳密な予測は困難な問題でありますけれども、一定の専門家による議論は我々させていた

だきたいと思いますので、ぜひともこの困難な試算について、例えば共産党がどのような試算を行っているのか、ぜひその試算も示していただきたいと思います。(拍手)

評価が甘い中で、本当に三年以内に不正債権を処理できるのでしょうか。三年以内に不正債権処理ができなかつた場合の総理、経営者の責任はどうなるのですか。金融庁の評価は甘いのではないですか。金融担当大臣にお聞きします。

評価が甘い中で、本当に三年以内に不正債権を処理できるのでしょうか。三年以内に不正債権処理ができなかつた場合の総理、経営者の責任はどうなるのですか。金融機関の不正債権額、収支、役員の給与等、今よりも厳格なディスクロー

ジャーをすべきではないでしょうか。以上、総理にお聞きします。

金融機関の役員の平均退職金は六千七百万円です。公的資金、税金を入れながら、こうした巨額

○議長(井上裕君) 福島瑞穂君。
〔福島瑞穂君登壇、拍手〕

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合代表して、政府の緊急経済対策について質問をいたします。

まず、不正債権処理について質問いたします。

五月十六日付の日経新聞は、大手銀行の間で同

じ貸出先企業に対する自己査定にばらつきがあるとの記事を掲載しています。五月二十五日付の日

経新聞は、前倒し処理を目指す東京三菱銀行が甘

かった資産査定を厳しくした結果、グループの不

良債権残高は四兆五千億円強と一年間で五割増しになったことを報道しています。

優良行と言われる東京三菱銀行ですらこうの

ですから、他の銀行も資産査定を厳しくしたら、不正債権処理を行わないで、これをそのまま放置

いたら、その後のコストは、その後の痛みはもっともっと大きくなるということをやはり多くの専門家は今認識しているのだと思います。

その意味では、繰り返しになりますけれども、大変これ厳密な予測は困難な問題でありますけれども、一定の専門家による議論は我々させていた

だきたいと思いますので、ぜひともこの困難な試算について、例えば公産党がどのような試算を行っているのか、ぜひその試算も示していただきたいと思います。(拍手)

の退職金はおかしいと思ひます。しかも、経営者的人たちは経営者責任をほとんど問われていません。金融庁は、役員報酬や退職金が妥当かどうかか、ひいては経営陣に対するリストラなどを指導すべきではないでしょうか。また、金融庁は経営者に対する責任追及をどう考えているのでしょうか。金融担当大臣にお聞きします。

次に、構造改革と雇用の確保の問題についてお聞きします。

総理は、構造改革について痛み痛みということをおっしゃいます。この点について、五月十五日の衆議院の予算委員会で社民党的辻元清美さんは、「痛みというのはだれのどういう痛みと考えていいのでしょうか。具体的にお答えください」と聞いています。総理はこの質問に対して、「今まで職についていた人が心なからずも職を失うということは、相当な痛みであります。」と答えています。構造改革には痛みを伴うと予告される、その痛みとはすばりリストラという名の首切りです。

ニッセイ基礎研究所の試算によれば、不良債権の最終処理が失業の悪化を加速し、建設、不動産、卸・小売業のいわゆる構造不況三業種を中心失業率は一・九%上昇し、新たに百三十万人の失業者が生まれると言われています。しかしながら、総理は、五月二十五日の本会議において、痛みを最小限とするための各般の対策に万全を期してまいりますと述べていているだけで、具体的であります。

の退職金はおかしいと思ひます。しかも、経営者的人たちは経営者責任をほとんど問われていません。金融庁は、役員報酬や退職金が妥当かどうかか、ひいては経営陣に対するリストラなどを指導すべきではないでしょうか。また、金融庁は経営者に対する責任追及をどう考えているのでしょうか。金融担当大臣にお聞きします。

いません。

イギリスのファインシャル・タイムズは、四月上旬、日本の銀行はスウェーデンに学べという

を宮むための基盤を固めてこそという発想が何よりも重視されるべきではないでしょうか。

緊急経済対策の中にも雇用の創出とセーフティーネットの整備は盛り込まれていますが、十分とは思えません。失業者に再起を促すような雇用のセーフティーネットの構築を急ぎ、敗者復活が可能な社会、生き直しができる社会をどうつくらが問われています。

欧米各国が失業率を下げ、財政赤字を解消してお見出しの記事を掲げました。九〇年代初め、不動産バブルの崩壊に直面したスウェーデンの金融機関は、巨額の不良債権を抱え、経営が悪化しました。政府は、九二年に問題の深刻さが明らかになりました。公的資金を注入し、九四年にはすべての大手銀行が黒字に転換しました。

不良債権処理が成功した理由としては、一、金融緩和と通貨安を背景に景気が回復に転じたこと、二、銀行が徹底的にリストラを進める一方、再雇用支援など失業者保護のセーフティーネットが手厚かったことの二つが挙げられています。

つまり、雇用の確保があったからこそ苦境を脱することができたのです。小泉総理の、初めに構造改革ありき、その後に雇用については議論をして考えるというのでは、順序が逆ではないですか。スウェーデンの、会社はつぶれるが人はつぶれないというのに對し、日本は、会社は残るかもしれないが人はつぶれてしまうという状況です。

この数年間、政府・与党の経済対策といえども、財政・金融の制度、スキームについての議論に終始し、人が安心して暮らし、働ける社会の実現のために社会の設計図を描くという発想がなおざりにされました。景気の回復、安定は、暮らし

いかがでしようか。次に、巨大な公共事業についてお聞きいたします。

構造改革、構造改革と言いますが、細かいところをやって、巨大な利権、公共事業のところは復活しているのではないですか。

例えば、尾身大臣は、ITER、核融合実験炉の誘致を決定しました。ITER計画については六千九百億円かかるという見積もりもあります。研究・資材費用、人件費は年平均三百億円かかるとも言われていますが、土地取得のための費用や、道路、港湾、発電所、送電線などのインフラ整備のための費用などはこれらの見積もりに入っています。

社会は、女性の活用について明らかに失敗していることは、男性も働きやすくなり、社会に活力をよみがえらせます。人、特に女性に着目して、その可能性を引き出すシステムづくりと充実化こそが経済活性化のための特効薬です。この明確な目的意識に基づき、女性版ニューディール政策、革新的経済活性化・再生政策を積極的に展開すべきではないでしょうか。

まず、雇用の面で、女性の活用、ワークシェアリング、職業訓練や保育園の整備など、安心して働けるインフラを整備すべきではないでしょうか。また、こうした安心して働けるインフラを整備しない限り個人消費も伸びないと考えますが、削

減は、巨大な公共事業、軍需産業などについてはじやぶじやぶお金を使い、国民には痛みをと/orのであれば、それは、強きを助け、弱きをくじくにせものの財政構造改革です。「聖域なき構造改革」と言いますが、はつきりこれらに聖域があります。こういうところにメスを入れ、削

金融機関の資産査定等につきましては、金融機関による自己査定、さらに、これに対する公認会計士など会計監査人による外部監査により行われております。

金融厅といたしましても、国際基準に沿い、パブリックコメントも経て作成された検査マニュアル

ルに従い、こうした金融機関の査定に対し厳正な検査に努めているところであり、御指摘は当たらないつと考へらう。

次に、公的資本増強行の経営責任についてのお尋ねでございますが、早期健全化法では、資本増らしのものと考えております。

強行のリストラや経営責任につきまして、自己資本の区分に応じて必要とされる措置が定められて

おりまして、それを経営健全化計画に盛り込んだ上、実施状況を公表させる等によりその履行を確

これまで資本増強を行った金融機関につきましては、保しているところでござります。

ては、役職員数等の削減、利益流出の抑制等が経営健全化計画に盛り込まれております。その履歴は、(略)。

行状況も基本的に順調であります。

（拍手） 経営規律の確保に努めてまいる所存であります。

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君)　日程第一 農林中央金庫法案の一部を改正する法律案

日程第二 農林中央金庫法案

日程第三 漁船法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○太田豊秋君　ただいま議題となりました三案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るために、農業を営むすべての法人への正組合員資格の付与、信用事業を行う組合等の執行体制の強化、農業協同組合中央会による監査対象の拡大その他の措置を講じるとともに、組合等の信用事業の再編及び強化を図るために、農林中央金庫による指導業務の実施等の措置を講じようとするものであります。

次に、農林中央金庫法案は、農林中央金庫の適

及び経営管理委員会の設置による執行体制の強化、監事会の設置による監査体制の充実、貸付対象者の範囲についての規制の緩和等の措置を講じるとともに、法文の表記を口語化・平易化するため、現行農林中央金庫法の全部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、農協改革の基本的な考え方、営農指導事業の強化策、業務執行体制の強化と兼職・兼業の規制、地域農業の振興と農協金融のあり方、ペイオフ解禁に向けた不良債権処理対策、新しい農協金融システムにおける農林中央金庫の役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了したところ、農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対し、郡司理事より、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の四会派共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の要旨は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度のあり方、組合の事業運営のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることになります。

次いで、両法律案及び修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員會の一部を改正する法律案外一件

より農業協同組合法等の一部を改正する法律案、農林中央金庫法案にそれぞれ反対である旨の意旨により、改正する法律案について採決の結果、修正案は修正部を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決定をいたしました。

次に、農林中央金庫法案について採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁船法の一部を改正する法律案は、行政事務の簡素化及び民間能力の積極的活用を図るために、農林水産大臣及び都道府県知事の許可の対象となる漁船の区分を見直すとともに、漁船建造の認定事務を指定認定機関に行わせることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二百海里時代における漁船法の果たす役割、適正な認定・検認を確保するための措置、海難事故の防止対策等について検討し、疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

反対
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第五 中間法人法案(内)

○議長（井上裕君）　日程第五　中間法人法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

笠勝之君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲

題、非常法人制度全般の見直し等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

議長(井上裕君)　日程第六　確定給付企業年金
法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしま
まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員
長中島眞人君。

性、新制度への移行を円滑に行うための具体的措置、厚生年金基金の代行給付部分の返上のあり方、企業年金税制のあり方、企業年金における年金給付の性格等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

〔日笠勝之君登壇、拍手〕

○日笠勝之君　ただいま議題となりました中間法
人法案につきまして、法務委員会における審査の
経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

本法律案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、規約型または基金型により実施することとし、積立基準の設定、行為準則の明確化、情報開示等の妥当性を図ることによって、国民の

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票總數
贊成
百七十一

の六等の受給枠を設け、これにて国目の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を

投票開始

ていることにかんがみ、これらの団体について、準則主義による法人格の取得を可能とする一般的な制度を創設し、法人格取得の要件及び法人格取

た。(拍手)

を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者

○議長（井上裕君）投票の結果を報告いたしま
〔投票終了〕

委員会におきましては、中間法人制度の意義と

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

その創設がおくれた理由、公益法人改革と本法律案との関係、公益法人から中間法人への移行の問

受給者に対しても同様に行うよう努める旨の規定を追加する修正が行われております。

投票總數
贊成 百七十一
百五十

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

中間法人法案(閣法第七〇号)審査報告書
確定給付企業年金法案(閣法第二四号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国有財産法第三条第一項の規定に基いて
会の議決を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

ハンセン病問題に関する決議案(山崎正昭君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

一
七
五
名

勝木	江田	五月君
木俣	健司君	
久保	眞君	
佐藤	小宮山洋子君	
泰介君		
櫻井	寺崎	
充君	昭久君	
千葉	正行君	
景子君		
広中和歌子君		
寺崎	直嶋	
昭久君	俊男君	
藤井	本田	
俊男君	良一君	
松前	達郎君	
峰崎	直樹君	
築瀬	進君	
薦科	義孝君	
海野	満治君	
風間	祐君	
但馬	久美君	
鶴岡	洋君	
日笠	勝之君	
益田	洋介君	
市田	栄一君	
井上	美代君	
緒方	忠義君	
笠井	靖夫君	
小泉	亮君	
親司君		

須藤美也子君	富樫練三君	西山登紀子君	大門実紀史君
橋本敦君	八田ひろ子君	山下芳生君	宮本岳志君
筆坂秀世君	吉川春子君	大脇雅子君	林紀子君
日下部禮代子君	谷本魏君	福島瑞穂君	梶原敬義君
日下部禮代子君	福島瑞穂君	山本正和君	清水澄子君
椎名素夫君	高橋紀世子君	高橋令則君	田英夫君
椎名素夫君	高橋紀世子君	平野貞夫君	渕上貞雄君
黒岩秩子君	島袋宗康君	黒岩秩子君	岩本莊太君
菅野久光君	菅野久光君	渡辺秀央君	田名部匡省君
阿南一成君	有馬朗人君	西川きよし君	松岡満壽男君
泉信也君	岩城光英君	中村敦夫君	戸田邦司君
入澤肇君	青木幹雄君	石井道子君	
反対者氏名	○名	○名	○名
日程第一 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)「委員長報告のとおり修正議決」	一五〇名	一五〇名	一五〇名
賛成者氏名			

官 報 (号 外)

平成十三年六月八日 参議院会議録第三十号(その一) 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十三年六月八日 参議院会議録第三十号(その一) 投票者氏名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成十三年六月八日 参議院会議録第三十号(その一)

一一四

明治二十五年三月三十日
便物認可

「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社」を削り、同項第一号中「第九項」を「同一節、第十二条、第二十条及び第二百一条において同じ。」を削り、同項第一号中「第九項」を号中「第十条第一項第一号又は第一号」を「第十一条第一項第一号又は第一号」に改め、「を専ら営む会社」を削り、同条第八項第一号中「第一項第一号に掲げる会社」を子会社対象会社に改め、「ときの下に「第五十条の二第三項又は」を加え、「合併しようを「信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併しよう」に改め、同項第一号中「第一項第一号又は第一号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「ときの下に「第五十条の二第三項又は」を加え、「合併しようを「信用事業の全部若しくは一部の譲渡をした場合を除く。」を加え、同項第三号中「第一項第一号に掲げる会社」及び「同号」を「子会社対象会社」に改め、「(同項第一号に掲げる会社)に該当する子会社を除く。」を削り、同項第四号を削り、同条第九項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

第十二条の十七第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「従属業務」の下に「又は前条第一項第一号に掲げる業務」を加え、「及び前条第一項第二号に掲げる会社」を削り、同条第四項中「当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併した」を「次の各号に掲げるに、第一項の規定を「同項の規定」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、同項のただし書中「子会社が」の下に「次の各号に掲げる場合に」を加え、「当該認可」を「当該各号に規定する認可」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十五条第一項の認可を受けて当該農業協同組合が合併により設立されたとき
その設立された日

二 当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該農業協同組合が存続する場合に限る。) その合併をした日

第十一條の十七第五項中「第六十五条规定する」に、「その合併の「を前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「當該各号に定める」に改める。

三 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営むでいるものに限り、ロに掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限り。)

第十一條の十八第一項第四号を削り、同項第五号中「次条第三項第二号」を「次条第三項」に改め、「合算して、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第一項第一号及び二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第三号」に改め、同号口中「前項第六号」を

「前項第五号」に改め、同号を同項第一号として、同項二次の二号を加える。

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業
行う農業協同組合連合会の行う事業又は
項第一号に掲げる会社若しくは証券専門
社の営む業務に従属する業務として主務
令で定めるもの

四 第十条第一項第一号若くは第三号の事業又は証券業に付隨し、一
は関連する業務として主務省令で定めるもの

第十一條の十八第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう所要の措置を講じなければならぬい。

第十一條の十六第二項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一條の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第十一條の十九第一項中「第十條第一項第二号」を「第十條第一項第三号」に改め、「從屬業務」の下に「又は同條第二項第四号に掲げる金融関連業務」を加え、「特定從屬会社を除く」を同

項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等(同項第二号)に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限るに、「同項第四号及び第六号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「から第六項までの規定」を削り、「国内の会社」との下に、「同条第四項中第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けた信用事業の全部又は一部」とあるのは「次条第四項又は第五十条の二第三項の認可を受けて次条第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は信用事業の全部若しくは一部」と、「その信用事業の全部又は一部」とあるのは「その子会社とした日又はその信用事業の全部若しくは一部」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」とを加え、同条第三項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

同項第四号とし、**同条第一項第三号**中「**第十條第一項第一号**」を「**第十條第一項第三号**」に改め

第十二条第一項中「組合員」の下に「又は会員（以下この章において「組合員」と総称する。）」を加え、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、同条第五項中「払込」を「払込み」に、「以て」を「もつ

項第一号を「第十一条第一項第三号」に改める。
第三十条の二第一項中「そのすべてが組合員」を「当該定数の少なくとも四分の三是、組合員たる個人又は組合員たる法人の役員」に改め、同項に次のただし書きを加える。

号」を「第十一条第一項第十号」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬい。

第四十八条第一項中「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定を除く。」を削り、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

第三十一条の二第一項 第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項中「第十条第一項第一号」を「第十九条第一項第三号」に改める。

第四十三条の三第一項中「」の項の下に「及び第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められてゐるとき

決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記

載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において

り提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したもの

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定め)とみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該画面に

記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達した

の詰釘が木に附いて詰取る。金に致し得るものとみなす。

第四十四条第一項第五号中「損失処理案及び附属明細書」を「及び損失処理案」に改め、同

「農林水産省令」で定める事項に係るものと、同条第一項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の)

農林水産省令で定める事項に係るものと除く。」を加え、同条第四項中「第十条第一項第八

に、訴えをもつてのみ主張することができ
る。

前項の訴えについては、商法第八十八条、
第五百五条第一項から第四項まで、第六百六条、
第六百八条から第六百十条まで、第一百四十九条
及び第四百十五条规定を
法第一百三十五条ノ六及び第一百四十条の規定を
準用する。

第七十八条中「第六十四条第七項第一号」を
「第六十四条第六項第一号」に改める。

第八十条を削り、第八十一条を第八十条と
し、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条 出資農事組合法人が組織変更に必
要な行為を終わったときは、主たる事務所及
び本店の所在地においては二週間以内に、從
たる事務所及び支店の所在地においては三週
間以内に、組織変更前の出資農事組合法人に
ついては解散の登記、組織変更後の株式会社
については商法第一百八十八条第一項に規定す
る登記、組織変更後の有限会社については有
限会社法第十三条第二項に規定する登記をし
なければならない。

第八十三条第一項中「払込」を「払込み」に、
「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、
同条第二項中「因る」を「よる」に、「合併に因
つて」を「合併によつて」に、「添附しなけれ
ば」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書
中「因つて」を「よつて」に改め、同条第三項中
「催告」の下に「(合併を行う出資組合法人又は出資農
事組合法人が公告を官報のほか時事に関する事
項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合に
おける当該出資組合法人又は出資農事組合法人にお
いては、これらの公告。第八十五条第一項にお
いて同じ。)」を加える。

第八十七条から第八十九条までを次のように
改める。

第八十七条 削除
第八十八条 組合若しくは農事組合法人又は中

央会の清算結了の登記の申請書には、清算人
が第七十二条の二第一項又は第七十三条第四
項若しくは第七十三条の四十八第三項におい
て準用する商法第四百二十七条第一項の規定
により決算報告書の承認を得たことを証する

書面を添付しなければならない。

第八十九条 第八十二条の規定による組織変更
後の会社について登記の申請書には、商
業登記法第十八条に定める書類及び組織変更
後の株式会社については同法第七十九条に定
める書類、組織変更後の有限会社については
同法第九十四条に定める書類のほか、次に掲
げる書類を添付しなければならない。

後の株式会社については同法第七十九条に定
める書類、組織変更後の有限会社については
同法第九十四条に定める書類のほか、次に掲
げる書類を添付しなければならない。

書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 出資農事組合法人の総会の議事録

四 第七十三条の四第一項の公告をしたこと
を証する書面

五 第七十三条の四第二項において準用する

商法第一百条の規定による公告及び催告をし
たこと並びに異議を述べた債権者があると
きは、その者に対し弁済し、若しくは担保
を提供し、若しくは信託したこと又は組織
変更をしてもその者を害するおそれがない
ことを証する書面

六 組織変更時に組織変更前の出資農事組合
法人に現に存する純資産額を証する書面

七 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

八 名義書換代理人又は登記機関を置いたと
きは、これらの者との契約を証する書面

九 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十 組織変更時に組織変更前の出資農事組合
法人に現に存する純資産額を証する書面

十一 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十二 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十三 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十四 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十五 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十六 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十七 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十八 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

十九 会社の取締役、代表取締役及び監査役が
就任を承諾したことを証する書面

項中「第十条第一項第一号又は第八号」を「第十
一条第一項第三号又は第十号」に改める。

第九十四条の二第一項及び第一項中「第十条第一項第二
項」を「第十条第一項第一号」に改める。

第一条第二項」を「第十条第一項第三号」に改
め、同条第三項中「第十条第一項第八号」を「第十
一条第一項第十号」に改める。

第九十五条の三中「前条」を「第九十五条の二
」に改め、同条の四とし、第九十五
条の二の次に次の一条を加える。

第九十五条の三 行政庁は、組合又は農事組合
法の代表権を有する者が欠けているとき、
又はその所在が不明なときは、前条の規定に
よる命令の通知に代えてその要旨を官報に掲
載することができる。

前項の場合においては、当該命令は、官報
に掲載した日から二十日を経過した日にその
効力を生ずる。

第九十六条第一項中「基づいて」を「基づいて」
に、「取消」を「取消し」に改め、同条第三項中
「前」項を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第九十八条第一項中「第七十三条の九第二項」
を「第七十三条の二十二第二項」に、「第十条第一
項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め、
同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条
第一項第三号」に改める。

第九十八条の二中「第十条第一項第一号」を
「第十条第一項第三号」に改める。

第九十八条の三中「第十条第一項第一号」を
「第十条第一項第三号」に改め、同条第二号中
「第十条第一項第三号」に改め、同条第二号中
「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条第
四号中「第六十四条第七項第二号」を「第六十四
条第六項第一号」に改める。

第九十八条の四及び第九十八条の五中「第十
一条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改
める。

第九十九条第一項中「第十条第一項第一号」を
「第十条第一項第三号」に改め、同条第一項中
「因り」を「より」に改める。

項中「第十条第一項第一号又は第八号」を「第十
一条第一項第三号又は第十号」に改める。

第一百条第一項中「二十万円」を「五十万円」に
改め、同項第一号中「基づいて」を「基づいて」に改
め、同項第一号中「第十一条第一項」の下に「又

第九十九条の二第一項中「一に」を「いずれか
に」に改め、同条第二項中「第十条第一項第二
号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第一百条第一項中「二十万円」を「五十万円」に
改め、同項第一号中「第十一条第一項第二号」を
「第十条第一項第三号」に改め、同条の次に次の
一条を加える。

第一百条の二第一項及び第一項中「第十条第一項第二
号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第一
項中「五百八十万円」を「五百八十万円」に
改め、同項第一号中「基づいて」を「基づいて」に改
め、同項第一号中「第十一条第一項」の下に「又

第一十四条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に改め、同条を第三項とする。

第二十一条中「信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十二条中「信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条中「第七条、第八条、第九条第一項」を「第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十三条、第十四条第一項」に、「第十条並びに第十三条」を「第十五条、第十八条並びに第十九条」に、「第十三条第一項中「と合併した」を「第十二条第一項及び第五项、第十五条第一項及び第二項第一号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農業協同組合連合会」とあるのは「特定農業協同組合等」と、第十四条第一項中「信用農業協同組合連合会の会員」とあるのは「特定農業協同組合等の組合員又は会員」と、当該特定農業協同組合等」と、第十九条第一項中「信用農業協同組合連合会と合併した」に、「から信用事業を「特定農業協同組合等から信用事業」に、「当該信用農業協同組合連合会」を「当該信用農業協同組合連合会の会員」に、「係る当該信用農業協同組合連合会」を「係る当該特定農業協同組合等の組合員又は会員」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十一条中「信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林中央金庫における前項の承認の決議（以下「一部事業譲渡決議」という。）については、第四条第三項後段及び第四項の規定を準用する。

農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五条」を「第十条」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第二十六条とする。

第十九条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に改め、「事業譲渡」の下に「(第)二条第五項第一号に掲げるものに限る。(以下この章において同じ。)」を加え、同条

第五条及び第六条」を「第十条及び第十一条」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条中「信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章を第四章とし、同章の次に次の一章を加える。

第五章 指定支援法人

(指定)

第三十二条 主務大臣は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、支援業務を行う者として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十二条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲げる業務を行うものと

する。

一 第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編及び信用事業強化措置(以下この章において「信用事業の再編等」という。)につき必要な優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号))に規定する優先出資をいう。)の引受け、劣後特約付金消費貸借(元利金の支払について劣後的內容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、主務省令で定めるものをいう。)による貸付け、金銭の贈与、資金の貸付け及び預入れ、損害担保(貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないことをなった場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんするものをいう。)並びに債務の保証を行うこと。

二 信用事業の再編等につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

三 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受けれる債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法平成十年法律第二百一十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。)に対し、当該債権の譲受けに必要な資金の貸付けを行い、及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

(業務の委託)

第三十四条 指定支援法人は、主務大臣の認可を受け、支援業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行ふことができる。

第三十五条 指定支援法人は、支援業務に関する基金(第四十一条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

(事業計画等)

第三十六条 指定支援法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び收支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定支援法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十七条 指定支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十九条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第四十条 主務大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施すること

ができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(負担金についての捐金算入の特例)

第四十一条 基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、捐金算入の特例の適用があるものとする。

第二章中第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十二条とする。

第十五条中「第二十三条ノ一」を「第七十六条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条第一項中「その出資者たる」を削り、「第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第四十八条」を「第七十九条」に、「出資者の」を「信用農業協同組合連合会の農林中央金庫に対する」に改め、同条第一項中「出資者の」を削り、同条を第二十一条とする。

第十三条第一項中「(大正十二年法律第四十二号)第十六条」を「第五十四条第三項」に改め、「に対し」の下に、「同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで」を加え、同条を第十九条とする。

第十二条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(認可を受けた合併の実行の届出及び認可の失効)

第十八条 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、第十五条第一項の認可を受けて合併を行ったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が第十五条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた合併を行わないとときは、その認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十九条を第十六条とし、第十条を第十五条とする。

第九条第三項中「出資者」を「会員」に改め、同条を第十四条とする。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 合併を行う農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。

第六条を第十一条とし、第五条を第十条とする。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。

第五条を第十二条とし、第五条を第十三条とする。

第六条を第十二条とし、第五条を第十三条とする。

第七条を第十二条とする。

第六条第一項中「出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)」を「総会員」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第三項中「四分の三」を「三分の二」に改め、同条を第九条とする。

第一条を第三章とし、第一章の次に次の二章を加える。

第二章 農林中央金庫の業務の特例等

(農林中央金庫の業務の特例)
第三条 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第二号)第五十五条の規定にかかわらず、経営管理委員会の承認を受けた特定農業協同組合等に対し、農林中央金庫第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二

項又は前項に、「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「理事長」を「経営管理委員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの)をいう。以下この条において同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 信用事業の再編及び信用事業の強化の基本方針

2 信用事業の再編のため必要とされる合併及び事業譲渡に関する事項

3 信用事業の合理化その他の信用事業の強化を図るために特定農業協同組合等が行う主務省令で定める措置(第三十三条第一号における「信用事業強化措置」という。)に関する事項

4 その他の信用事業の再編及び信用事業の強化に関する事項

第五条第一項中「総出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)」を「総会員」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第三項中「四分の三」を「三分の二」に改め、同条を第九条とする。

第六条を第十二条とし、第五条を第十三条とする。

第七条を第十二条とする。

第六条第一項中「出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)」を「会員」に改め、同条第二項中「出資者が総出資者」を「会員が総会員」に、「理事長」を「経営管理委員」に、「理事長は」を「経営管理委員会」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「又は第五項」に改め、同項を同

庫及び特定農業協同組合等による合併及び事業譲渡(以下「信用事業の再編」という。)並びに特定農業協同組合等の信用事業の強化(以下単に「信用事業の強化」という。)を図るために必要な指導を行うことができる。

第四条 農林中央金庫は、前条に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、当該業務に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第五条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第六条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第七条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第八条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第九条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十二条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十三条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十四条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十五条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十六条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十七条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十八条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十九条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十一条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十二条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十三条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十四条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十五条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十六条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十七条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十八条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十九条第一項に規定する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

るにより、これを主務大臣に届け出なければならない。

7 主務大臣は、前項の規定による届出に係る基本方針が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、農林中央金庫に対し、相当の期限を定め、その基本方針を変更すべきことを命ぜることができる。

一 その内容が信用事業の再編及び信用事業の強化に資するものであること。

二 その内容が不适当に差別的でないこと。

三 その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、特定農業協同組合等に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。(監査結果の提出等)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、官厅、公共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、官厅、公共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第二条第一項第一号及び第二号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第一号、第二号又は同条第四項第一号及び第六项第一号」に改め、第一項第一号及び第二号を「第十条第一項第一号及び第三号」に改める。

第五条第三項中「大正十二年法律第四十二条第十六条」を「平成十三年法律第四十二条第五十五条」に改める。

第四十二条第四項中「第十六条」を「第五十四条」に改める。

第五十五条中「大正十二年法律第四十二条第十六条」を「平成十三年法律第四十二条第五十五条」に改める。

第四十九条第二項第一号中「農業協同組合にあつては、農業協同組合法第六十四条第四項に規定する解散の事由に係る認可を含む。以下同じ。」を削り、「同条第五項から第七項(第一号を除く。)まで」を「農業協同組合法第六十四条第三項から第八項(第一号を除く。)まで」に改め、「若しくは農林中央金庫法第八条において準用する産業組合法明治三十二年法律第三十四号」に改め、同項第二号中「第六十四条第七項第一項後段を第六十四条第四項後段若しくは第七項に改め、同項第三号中「第六十四条第七項第一号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第六十二条第一項第一号を削る。

第五十七条第三項第一号中「第六十四条第五項後段を第六十四条第四項後段若しくは第七項に改め、同項第三号中「第六十四条第七項第一号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第六十二条第一項第一号及び第二号中「第九条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

4 指定支援法人は、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等について再編強化法第三十三条に規定する業務を行う場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十二条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。

第六十五条第一項中「又は第六十二条第一項を、第六十二条第一項又は第六十二条の二第二項に改め、「行つた農水産業協同組合」の下に「若しくは指定支援法人」を加え、同条第六項及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百八号。以下「再編強化法」という。)第三十二条第一項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。」が、再編強化法第三条の規定による農水産業協同組合の指導に基づき行われる合併等に適用される。第六十二条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第五十三号)」の一部を次のように改正する。

「若しくは総代会の決議又は組合員の投票」を又は総代会の決議に、「若しくは総代会の議事録又は当該投票の結果を証する書面」を又は総代会の議事録に改める。

第六十八条第三項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第五十三号)」の一部を改め、「同法第二十一条」を「再編強化法第二十七条」に改める。

第六十三条第一項中「第六十一条の二第一項」の下に、「第六十二条第一項」を加え、「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、「第五項第四号中「前条第一項の資金援助にあつては、」を「第六十二条第一項の資金援助にあつては、」に改め、「規定する援助」の下に、「前条第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する業務」を加える。

第六十四条中「第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第六十五条第一項中「又は第六十二条第一項を、第六十二条第一項又は第六十二条の二第二項に改め、「行つた農水産業協同組合」の下に「若しくは指定支援法人」を加え、同条第六項及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百八号。以下「再編強化法」という。)第三十二条第一項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。」が、再編強化法第三条の規定による農水産業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第五十三号)」を「再編強化法」に改め、「当該農水産業協同組合」の下に「若しくは当該指定支援法人」を加える。

第六十七条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第五十八号)」を「再編強化法」に改める。

第九十四条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第二項」を「再編強化法第二十五条第一項」に、「同法第四条第四項」を「再編強化法第九条第四項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十条第四項」を「再編強化法第二十六条第三項」に、「第八条において準用する産業組合法第六十二条」を「第四十九条第一項」に改め、同条第一項中「第八条において準用する産業組合法第二十七条」を「第三十八条」に改め、同条第三項中「第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四条」を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五项」に、「第十一条第一項」を「第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十四条第一項」に改め、同条第十項中「会員又は出資者」を「又は会員」に改める。

第一百七条第三項中「第五十二条」を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第一百三十三条第一項中「、総会員又は総出資者」を「又は総会員」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第一項及び第二十条第五項」を「再編強化法第二十五条第一項及び第二十六条第四項」に、「同法第五条」を「再編強化法第十条」に、「第八条において準用する民法第六十二条」を「第四十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五十条の二第四項」を「第五十条の二第六項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十二条第一項及び第五項」に改める。

第一百六十二条第一項中「第九条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第一百一十七条中「及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び

副理事長」を「農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員」に改める。

第一百三十一条第三項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第三十五条第一項各号」又は農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第一項各号又は再編強化法第四十七条各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会の合併等に関する法律第二十九条各号」を「第一百三十一条第三項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項各号を次のように改める。

再編強化法第四十七条各号

第一百三十二条第四項中「次の各号に掲げる」を「削り、「農水産業協同組合」の下に「ある農業協同組合又は農業協同組合連合会」を加え、「当該各号に定める規定」を「農業協同組合法第一百一条第一項各号」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

5 農水産業協同組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の管理人は、水産

業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第一項及び第二十条第五項」を「再編強化法第二十五条第一項及び第二十六条第四項」に、「同法第五条」を「再編強化法第十条」に、「第八条において準用する民法第六十二条」を「第四十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五十条の二第四項」を「第五十条の二第六項」に改める。

第一百四十二条第一項中「第五十条の二第四項」を「五百六十円」に改め、同条第二項中「五百六十円」を「五百六十円」に改める。

第一百四十三条第一項中「五百六十円」を「五百六十円」に改め、同条第二項中「五百六十円」を「五百六十円」に改める。

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
日

一 附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第十一条の三の三の規定は、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

4 この法律の施行の際現に同条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいいう。以下この項において同じ。)を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等(新農協法第十一条の三第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該農業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合がこの法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第

(第一条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正後の農業協同組合法(以下この条から附則第十一条までにおいて「新農協法」という。)第十一条第三項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更又は新農協法第四十四条第二項に規定する「旧農協法」という。)第十一条第三項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更について行われた第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この項及び附則第七条第二項において「旧農協法」という。)第十一条第三項の承認又は旧農協法第四十四条第二項若しくは第七十三条の十七第二項の認可の申請は、それぞれ新農協法第十一条第四項又は新農協法第四十四条第四項若しくは第七十三条の三第三項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に規定する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 この法律の施行の際現に同条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいいう。以下この項において同じ。)を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等(新農協法第十一条の三第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該農業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合がこの法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第

一 第二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項の改正規定(第三十三条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項)を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項」に改める部分に限る。)及び附則第十二条から第十五条までの規定

二 第二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項の改正規定(第三十三条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項)を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項」に改める。

三 第百六十二条第一項中「第九条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

四 第百一十七条中「及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び

一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等又は当該農業協同組合の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において当該農業協同組合が同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合は、同日の翌日において新農協法第十一条の三第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 この法律の施行の際現に同条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいいう。以下この項において同じ。)を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等(新農協法第十一条の三第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該農業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合がこの法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第

二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合

三 水産業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行ふ農業協同組合

四 水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行ふ漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行ふ水産加工業協同組合

六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行ふ水産加工業協同組合連合会

(資本金)

第四条 農林中央金庫の資本金は、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

3 農林中央金庫は、その資本金を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

4 農林中央金庫は、その資本金を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。

(登記)

第五条 農林中央金庫でない者は、その名称中に農林中央金庫という文字を用いてはならない。

第六条 農林中央金庫は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。(農林中央金庫の行為等についての商法の準用)

第七条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五

百四条から第五百二十二条までの規定は農林中央金庫の行う行為について、同法第五百二十四条から第五百一十八条までの規定は農林中央金庫が行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十四条までの規定は農林中央金庫が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条までの規定は農林中央金庫が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十五条から第五百五十七条まで及び第五百九十三条の規定は農林中央金庫について準用する。

第一章 会員

(会員の資格)

第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、野菜供給安定基金、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であつて定款で定めるものとする。

(出資)

第九条 農林中央金庫の会員(以下「会員」という。)は、出資一口以上を有しなければならない。

4 会員の責任は、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて農林中央金庫に対抗することができない。

2 出資 一口の金額は、均一でなければならぬ。

3 会員の有する出資口数は、主務省令で定める口数を超えてはならない。

(持分の譲渡)

第十一条 会員は、農林中央金庫の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(議決権)

第十二条 会員は、各一個の議決権を有する。

2 農林中央金庫は、前項の規定にかかるわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員を直接に構成する者の数又は当該会員を直接若しくは間接に構成する法人を構成する者の数及び当該法人の当該会員構成上の関連度に基づき、一個以上の議決権を与えることができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第四十七条第二項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行なうことができる。この場合には、他の会員でなければ、代理人となることができない。

4 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行なうことができる。

5 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(過怠金)

第十三条 農林中央金庫は、定款で定めるところ

により、会員に対し過怠金を課することがで
きる。

(加入の自由)

第十三条 会員の資格を有する者が農林中央金庫
に加入しようとするときは、農林中央金庫は、
正当な理由がないのに、その加入を拒み、又は
その加入につき現在の会員が加入の際に付され
たよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第十四条 会員は、六月前までに予告し、事業年
度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。
ただし、その期間は二年を超えてはなら
ない。

(法定脱退)

第十五条 会員は、次に掲げる事由によって脱退
する。

一 会員の資格の喪失

二 解散

三 破産

四 除名

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する会員
につき、総会の議決によつてすることができる
。この場合において、農林中央金庫は、その
総会の日の十日前までにその会員に対しその旨
を通知し、かつ、総会において弁明する機会を
与えなければならない。

一 長期間にわたって農林中央金庫の事業を利
用しない会員

二 出資の払込みその他農林中央金庫に対する
義務を怠つた会員

3 その他定款で定める事由に該当する会員

前項の除名は、除名した会員にその旨を通知
しなければ、これをもつてその会員に対抗する
ことができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第十六条 会員は、脱退したときは、定款で定め
るところにより、その持分の全部又は一部の払
戻し

戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における農林中央金庫の財産によってこれを定める。ただし、定款で定めるところにより、脱退の時ににおける農林中央金庫の財産によってこれを定めることができる。

(持分の払戻しの時期)

第十七条 持分の払戻しは、脱退した事業年度の終了後三月以内(脱退の時における農林中央金庫の財産によって払戻しに係る持分を定める場合には、その時から三月以内)にこれをしなければならない。

2 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(持分の払戻しの停止)

第十八条 農林中央金庫は、脱退した会員が農林中央金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(持分の払戻しの禁止)

第十九条 農林中央金庫は、会員の脱退の場合を除くほか、持分の払戻しをしてはならない。

(定款)

第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員の資格に関する規定

五 会員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 剰余金の処分及びその払込みの方法

八 業務及びその執行に関する規定

九 農林債券の発行に関する規定

十 一 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 総会及び総代会に関する規定

十三 公告の方法

(役員)

第二十一条 農林中央金庫に、役員として、理事五人以上、経営管理委員十人以上及び監事三人以上を置く。

(理事)

第二十二条 理事は、定款で定めるところにより、経営管理委員会が選任する。

2 理事は、業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

3 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、経営管理委員会の決議をもって、農林中央金庫を代表すべき理事を定めなければならぬ。

4 商法第一百六十二条第二項及び第三項の規定は、前項の理事について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百五十八条」とあるのは、「第二百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

(経営管理委員)

第二十三条 経営管理委員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 経営管理委員は、会員である法人の役員、農林水産業者又は金融に関して高い識見を有する者でなければならない。

(監事)

第二十四条 監事は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 監事のうち一人以上は、農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用者以外の者であつて、その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役若しくは使用者でなかつたものでなければならぬ。

3 前項に規定する「子会社」とは、農林中央金庫がその発行済株式議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数」

等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(以下「株式等」という。)を所有する会社をいう。この場合において、農林中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は農林中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、農林中央金庫の子会社とみなす。

4 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について農林中央金庫又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行なうことができるもの(主務省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

5 農林中央金庫は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

(役員の任期)

第二十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員の兼任等の制限

第二十六条 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 経営管理委員は、監事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。

3 監事は、監事の職務を監督する。

(監事会)

第二十七条 監事會は、この法律で別に定めるものほか、その決議をもって、監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事は、監事會の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監事會に報告しなければならない。

(役員の忠実義務)

第二十八条 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、農林中央金庫の業務の基本方針その他の農林中央金庫の業務執行のうち農林水産業者の協同組織に係る重要な事項として定められるものを決定する。

2 理事會は、経営管理委員会が行う前項の規定による決定に従わなければならない。

3 経営管理委員会は、理事をその會議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

4 理事會は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

5 商法第二百五十九条ノ二の規定は、前項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

6 経営管理委員会は、理事が第三十条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

7 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

8 第六項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

(監事会)

第二十九条 監事會は、この法律で別に定めるものほか、その決議をもって、監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事は、監事會の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監事會に報告しなければならない。

(監事)

第三十条 理事及び経営管理委員は、法令、定款、法令に基づいてする主務大臣の处分並びに

総会及び経営管理委員会の決議を遵守し、農林中央金庫のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事又は経営管理委員がその任務を怠ったときは、その理事又は経営管理委員は、農林中央金庫に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事又は経営管理委員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事又は経営管理委員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

4 理事が第三十三条第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

6 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三十三条第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、前項において準用する商法第一百六十六条第二項中「取締役会」とあるのは「監事会」と読み替えるものとする。

(理事又は経営管理委員と農林中央金庫との契約)

第三十一条 理事又は経営管理委員は、農林中央金庫の承認を受けた場合に限り、農林中央金庫と契約することができる。この場合には、民法第八条の規定は、適用しない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十二条 理事は、定款を各事務所に、会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

い。

2 理事は、総会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込みの年月日

5 理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧も、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の作成)

第三十三条 理事は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

2 前項の書類については、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、事業報告書及びその附属明細書の会計監査人の監査については、会計に関する部分に限る。

3 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、主務省令で定める。

4 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第一二二号。以下「商法特例法」という。)第三条第一項から第三項まで及び第四条から第十一条までの規定は、第二

十号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「同法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替えるものとする。

5 第二項第一号(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「第二条」とあるのは

「農林中央金庫法第三十三条第一項」と、同法第四条第一項第一号中「商法第二百十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社」と、同法第七条第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同条第五項中「会社又はその子会社の取締役、監査役又は」とあるのは「農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事若しくは職員又はその子会社の取締役、監査役若しくは」

と、同法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第十一条中「第十五条第一項」と、同法第十一條中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

(監事会の監査報告書)

第三十六条 監事は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監事会に対し、第四項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、主務省令で定める。

(監事会の監査報告書)

第三十七条 監事は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監事会に対し、第四項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

2 監事会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

3 商法第二百八十二条ノ二第二項(同項第一号から第五号まで及び第七号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第一項」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十九条第二項ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「同法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替えるものとする。

4 第二項の監査報告書には、第一項の規定による監事の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、各監事の意見を付記することができる。

1 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに監事の監査の方法の概要又は結果

2 会計以外の業務の監査の方法の概要

3 前項において第二項の監査報告書について

のは「農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替えるものとする。

3 監事は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書について説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、主務省令で定める。

(監事会の監査報告書)

第三十八条 監事は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監事会に対し、第四項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

2 監事会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

3 商法第二百八十二条ノ二第二項(同項第一号から第五号まで及び第七号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第一項」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「同法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替えるものとする。

4 第二項の監査報告書には、第一項の規定による監事の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、各監事の意見を付記することができる。

1 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに監事の監査の方法の概要又は結果

2 会計以外の業務の監査の方法の概要

3 前項において第二項の監査報告書について

官 報 (号外)

準用する商法第二百八十二条ノ三第二項第六号及び第八号から第十二号までに掲げる事項(同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)

5 前条第四項の規定は、第一項の監査報告書について準用する。

(決算関係書類の報告、承認等)

第三十七条 理事は、監事会の監査報告書及び会計監査人の監査報告書を添えて第三十三条第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならぬ。

2 理事は、通常総会の日の二週間前から、第三十三条第一項の書類、監事会の監査報告書及び会計監査人の監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

4 商法特例法第二百六十九条第一項の規定は理事について、同法第十七条の規定は第三十三条第二項において準用する。この場合においては、農林中央金庫法第三百八十三条第一項とあるのは「農林中央金庫法第三百八十三条第一項において準用する」とある。

第五条 第二項において准用する事項(同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる書類)と、同法第二百八十二条ノ三第二項の規定による事項(同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる書類)とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、同法第十七条第一項中「第一条」とあるのは「農林中央金庫法」、同法第三十三条第二項」と読み替えるものとする。

(役員の解任の請求)

第三十八条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員、経営管理委員の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を経営管理委員に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があったときは、経営管理委員は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第四十五条第二項及び第四十六条第一項の規定を準用する。

5 第三項の規定による書類の提出があつたときは、経営管理委員は、総会の日から七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員等に関する商法等の準用)

第三十九条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ一、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は理事、経営管理委員及び監事について、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ一、第二百五十九条第三項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条第三項、第二百五十九条ノ三までの規定は理事会及び監事会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ四第三項から第五項までの規定は理事会及び監事会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ三までの規定は理事会及び経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「監事」と、同条

2 民法第五十五条並びに商法第二百六十二条ノ三及び第二百七十二条の規定は理事について、同法第二百七十四条、第二百七十四条ノ三から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ一までの規定は監事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若クハ経営管理委員会」と、商法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、「第二百七十五条ノ三中子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百七十五条ノ二中子会社」とあるのは「農林中央金庫法第三十条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十一条第一項ニ於テ準用スル第二百六十七条第一項」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ三中「各取締役」とあるのは「各監事」と、同法第二百七十五条ノ二中「各取締役及各監査役」とあるのは「各監事」と、同法第二百七十五条ノ二中「各取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、商法特例法第十八条の三第一項ただし書中「第六条の二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第四項において準用する第六条の二第一項」と読み替えるものとする。

(主務大臣による仮理事の選任又は総会の招集)

第四十条 役員の職務を行なう者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合においては、主務大臣は、仮理事を選任し、又は役員(理事を除く。以下この項において同じ。)を選任するための総会を招集して役員を選任させることができる。

2 商法第二百六十条ノ三までの規定は理事会及び経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「監事」と、同条

2 第二項中「取締役」とあるのは、理事会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「監事」とあるのは、理事会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「監事」と、同条

(支配人)

第四十一条 農林中央金庫は、理事会の決議により、支配人を置くことができる。

2 商法第三十八条第一項及び第三項、第二十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、支配人について準用する。

(競争関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十二条 農林中央金庫の営む業務と実質的に

官報(号外)

<p>競争関係にある業務(会員の営む業務を除く)を営み、又はこれに從事する者は、理事、経営管理委員、監事又は支配人になつてはならない。</p> <p>(支配人の解任)</p> <p>第四十三条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。</p> <p>4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に對し、第一項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第四十四条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。</p> <p>第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。</p> <p>2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を経営管理委員に提出して、総会の招集を請求したときは、経営管理委員は、その請求のあつた日から三週間に内に総会を招集すべきことを決しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定めるも</p>
<p>のを除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。</p> <p>第四十六条 経営管理委員の職務を行う者がないとき、又は前条第二項の請求の日から一週間以内に経営管理委員が正当な理由がないのに総会招集しなければならない。</p> <p>2 経営管理委員及び監事の職務を行う者がないときは、理事は、総会を招集しなければならない。</p> <p>3 農林中央金庫は、前項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(総会についての商法の準用)</p> <p>第五十条 商法第二百二十二条、第二百三十七条ノ三、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。</p> <p>第五十一条 商法第二百三十二条中「本法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「取締役会」とあるのは「経営管理委員会」と、同法第二百三十七条ノ三中「取締役」とあるのは理事、所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を農林中央金庫に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。</p> <p>2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。</p> <p>3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。</p> <p>(総会の議事)</p> <p>第四十八条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。</p> <p>2 総会においては、前条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>(特別議決事項)</p> <p>第四十九条 次に掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の一以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>1 定款の変更</p> <p>2 解散</p>
<p>のを除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。</p> <p>第四十六条 経営管理委員の職務を行う者がないとき、又は前条第二項の請求の日から一週間以内に経営管理委員が正当な理由がないのに総会招集しなければならない。</p> <p>2 経営管理委員及び監事の職務を行う者がないときは、理事は、総会を招集しなければならない。</p> <p>3 農林中央金庫は、前項の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。</p> <p>2 前項の期間は、一月を下回ってはならない。</p> <p>第五十三条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。</p> <p>2 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3 商法第三百八十條の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(総代会)</p> <p>第五十一条 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>1 会員の預金の受入れ</p> <p>2 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引</p> <p>3 為替取引</p> <p>2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>1 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ</p> <p>2 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引</p>
<p>2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>1 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ</p> <p>2 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引</p>

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。
一 第八条に規定する者
二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの
三 国
四 銀行その他の金融機関
五 証券業者
六 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
一 債務の保証又は手形の引受け
二 有価証券(第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号及び第七号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先物取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引(投資の目的をもつてするものに限る。)
三 有価証券の貸付け
四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡
六 特定目的会社が発行する特定社債(資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務第四項の規定により営む業務を除く。)を営むことができる。
8 有価証券の私募の取扱い
九 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により営む担保附社債に関する信託業務
十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の指定する者の業務の代理
十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納
十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十三 両替
十四 金融先物取引等
十五 金融先物取引等の受託等
十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち、第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。)
十八 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価
二十一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。
二十二 政府保証債、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
二十三 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債、それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。
二十四 有価証券の私募の取扱い、有価証券の私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。
二十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。)
二十六 金融先物取引等、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第九項に規定する金融先物取引等をいう。
二十七 金融先物取引等、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十項に規定する金融先物取引等をいう。
二十八 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
二十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
三十 農林中央金庫は、第四項第十一号に掲げる業務を営む場合には、商法第二百六十八条第一項第八号(ただし書、第七十条第二項、第七十五条第二項第十号、同条第四項(同法第二百八十七条ノ十四において準用する場合を含む。)、第一百七十八条(同法第二百八十三条ノ十四第一項及び第三百四十二条ノ十六第三項において準用する場合を含む。)、第一百八十九条(同法第二百八十三条ノ十四第一項及び第三百四十二条ノ十六第三項において準用する場合を含む。)、第一百八十九条(同法第二百八十三条ノ十四第一項及び第三百四十二条ノ十六第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第三百四十二条ノ十二第四号及び第三百四十二条ノ十六第二項、有限会社法第七条第四

(売出しの公告)

第六十六條 農林中央金庫は、売出しの方法により農林債券を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(農林債券の記載事項)
第六十七条 農林債券には、政令で定める事項を記載し、理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(農林債券原簿)

第六十八條 理事は、主たる事務所に農林債券原本簿を備えて置かなければならぬ。

2 前項の農林債券原簿には、政令で定める事項を記載しなければならない。

3
会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも、理事に対し農林債券原簿の閲覧又は贋写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならぬ。

第六十九条 農林債券の消滅時效

ては十五年、利子については五年で完成する。
(通貨及証券模造取締法の準用)

第七十条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年
法律第二十八号)は、農林債券の模造について

准用する。

(政令への委任)
第七十一条 この章に定めるもののほか、農林債

券に關し必要な事項は、政令で定める。

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 廉林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二
子会社としてはならない。

条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの

その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第一項第五号又は第六号に掲げる会社(同

央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。)を子会社としようとするとき、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信

用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)の認可を受ける場合を除く。)。

二 その子会社が子会社でなくなったとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

(農林中央金庫等による株式の取得等の制限)

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、

その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には適用しない。ただし、農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超過して取得し、又は所有することとなる場合は、農林中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その

取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得する条件としなければならない。

4 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であっても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、主務大臣は、農林中央金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

5 農林中央金庫又はその子会社が、次に掲げる場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(事業年度)

第七十四条 農林中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(帳簿等に関する商法の準用)

第七十五条 商法第三十二条から第三十六条までの規定は農林中央金庫の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条规定を適用する。

一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項の認可を受けて合併をしたとき その合併をした日

二 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条において準用する同法第十五条第一項の認可を受けて事業を譲り受けたとき その事業を譲り受けた日

三 主務大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えたとき

4 農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超過して取得し、又は所有することとなる場合は、農林中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その

えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従って処分することを条件としなければならない。

5 農林中央金庫又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得する場合は、農林中央金庫が取得し、又は所有するものとみなす。

6 農林中央金庫又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、農林中央金庫が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第二十四条第四項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

9 第七章 計算

(事業年度)

第十一条 農林中央金庫の剩余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。(以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

(剩余金の配当)

第十一条 農林中央金庫の剩余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。(以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

(資本金の額)

第十二条 前条第一項の準備金の額

第十三条 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

第十四条 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

第十五条 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

第十六条 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

第十七条 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

第十八条 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」と読み替えるものとする。

第十七条 農林中央金庫は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合においては、取り崩してはならない。

4 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

5 第一項の準備金は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

6 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合においては、取り崩してはならない。

7 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

8 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

9 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

10 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

11 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

12 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

13 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

14 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

15 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

16 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

17 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

18 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

19 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

20 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

21 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

22 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

23 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

24 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

25 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

26 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

27 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

28 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

29 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

30 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

31 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

32 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

33 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

34 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

35 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

36 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

37 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

38 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

39 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

40 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

41 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

42 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

43 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

44 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

45 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

46 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

47 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

48 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

49 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

50 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

51 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

52 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

53 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

54 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

55 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

56 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

57 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

58 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

59 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

60 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

61 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

62 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

63 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

64 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

65 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

66 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

67 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

68 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

69 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

70 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

71 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

72 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

73 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

74 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

75 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

76 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

77 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

78 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

79 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

80 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

81 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

82 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

83 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

84 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

85 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

86 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

87 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

88 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

89 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

90 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

91 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

92 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

93 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

94 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

95 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

96 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

97 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

98 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

99 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

100 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

101 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

102 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

103 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

104 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

105 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

106 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

107 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

108 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

109 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

110 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

111 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

112 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

113 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

114 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

115 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

116 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

117 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

118 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

119 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

120 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

121 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

122 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

123 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

124 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

125 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

126 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

127 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

128 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

129 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

130 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

131 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

132 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

133 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

134 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

135 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

136 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

137 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

138 第一項の準備金は、資本金の額を下回ってはならない。

139 第一項

三百万円以下の罰金に処する。

前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十
五号)に正条がある場合には、これを適用しな
い。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした農林中央金庫又はそ
の子会社の役員又は職員は、一年以下の懲役又
は三百万円以下の罰金に処する。

一 第八十一条第一項若しくは第二項の規定によ
る業務報告書の提出をせず、又は当該業務報
告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは

虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

二 第八十二条第一項又は第二項の規定に違反
して、これらの規定に規定する説明書類を公
衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載

すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載

をして公衆の縦覧に供したとき。

三 第八十三条第一項若しくは第二項の規定に
よる報告若しくは資料の提出をせず、又は虚

偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第八十四条第一項若しくは第二項の規定に
よる当該職員の質問に対して答弁をせず、若

しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと
き。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前項の違反行為をしたときは、その
行為者を罰するほか、その法人に対して二億円
以下の罰金刑(清算中の農林中央金庫にあって
は、同項の罰金刑)を、その人に対して同項の
罰金刑を科する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合に
は、その違反行為をした農林中央金庫の役員、
支配人若しくは清算人又は第三十二条第二項の
規定による監査をする会計監査人若しくはその
職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処

する。ただし、その行為について刑を科すべき
ときは、この限りでない。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受
けなければならない場合において、その認可を受
けなかつたとき。

二 総会又は総代会に対し、虚偽の中立てを行
い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 この法律の規定による総会又は総代会の招
集を怠つたとき。

四 この法律の規定(第八十二条第一項及び第
二項を除く)又はこの法律に基づいて発する
命令により事務所に備えて置くものとさ
れた書類を備えて置かず、その書類に記載す
べき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を
し、又は正当の理由がないのにその閲覧若し
くは贈与を拒んだとき。

五 第四条第四項の規定に違反して届出をする
ことを怠り、又は不正の届出をしたとき。

六 第六条第一項の規定に基つく政令に違反し
て登記をするのを怠り、又は不正の登記を
したとき。

七 第十九条又は第七十九条の規定に違反した
とき。

八 第二十四条第一項の規定に違反して同項に
規定する者に該当する者を監事に選任しな
かつたとき。

九 第二十四条第五項に規定する常勤の監事を
定める手続をしなかつたとき。

十 第二十六条第一項の規定に違反して報酬を
得て他の職務に従事し、又は事業を営んだと
き。

十一 第二十六条第二項(第九十五条において
準用する場合を含む)又は第三項の規定に違
反したとき。

十二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を
行うべき者の選任手続をしなかつたとき。

十三 第三十三条第四項において準用する商法

特例法(以下「準用商法特例法」という)第六
条の二第二項の規定により報告するに当た
り、虚偽の陳述をし、又は事実を隠ぺいした
とき。

十四 準用商法特例法第七条第一項の規定又は
特例法第十七条第一項又は第二項の規定によ
り意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、
又は事実を隠ぺいしたとき。

十五 第三十七条第四項において準用する商法
特例法第十七条第一項又は第二項の規定によ
り意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、
又は事実を隠ぺいしたとき。

十六 第六十五条第二項の規定、第九十三条第
一項若しくは第九十四条第一項の規定、第三
十九条第三項若しくは第九十五条において準
用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは
第二項の規定、第五十条において準用する商
法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規
定又は第七十五条において準用する商法第三
十二条第一項の規定に違反して、農林債券の
申込証、財産目録、貸借対照表、決算報告
書、議事録若しくは会計帳簿を作成せず、又
はこれらの書類に記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十七 第五十条において準用する商法第二百三
十七条ノ三の規定に違反して正当の理由がな
いのに説明をしなかつたとき。

十八 第五十二条又は第五十三条第二項の規定
に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十九 第五十五条の規定に違反して他の業務を
営んだとき。

二十 第六十条の規定に違反して農林債券を発
行したとき。

二十一 第六十二条第一項又は第六十七条の規
定に違反したとき。

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七
十二条第九項、第九十五条において準用する
商法第四

商法第百二十四条第三項において準用する民
法第八十二条第一項又は第九十五条において
準用する商法第四百二十二条第一項に規定す
る届出若しくは公告をすることを怠り、又は
不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十三 第七十二条第一項の規定に違反して同
項に規定する子会社対象会社以外の会社を子
会社としたとき。

二十四 第七十二条第一項又は第二項の規定に
違反して、主務大臣の認可を受けないで認可対象会
社を子会社としたとき、又は同条第六項において準用す
る同条第四項の規定による主務大臣の認可を受
けないで同条第一項各号に掲げる会社を当
該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象
会社に限る)に該当する子会社としたとき。

二十五 第七十二条第一項又は第二項の規定に
違反したとき。

二十六 第七十三条第三項又は第五項の規定に
より付した条件に違反したとき。

二十七 第七十六条第一項の規定に違反して準
備金を積み立てなかつたとき。

二十八 第七十七条の規定に違反して剩余金を
処分したとき。

二十九 第八十五条第一項の規定に違反して改
善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八
十六条の規定による主務大臣の命令に違反し
たとき。

三十 第九十五条において準用する商法第二百一
十四条第三項において準用する民法第八十一
条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を
することを怠つたとき。

三十一 第九十五条において準用する商法第二
百三十一条の規定に違反して農林中央金庫の財
産を分配したとき。

三十二 第九十五条において準用する商法第四
百二十二条第一項の期間を不当に定めたと
き。

三十三 第九十五条において準用する商法第四百一十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件(第三条第四項又は第七十二条第四項(同条第六項において準用する場合を含む))の規定による認可に係るものに限る。に違反したとき。

二 商法第四百九十八条第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第一百一一条 第四十二条の規定に違反した者は、二十万円以下との過料に処する。

第一百一十二条 第五条の規定に違反した者は、十万円以下との過料に処する。

二 附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(農林中央金庫の同一性)

第一条 この法律の施行の際現に存する農林中央金庫は、改正後の農林中央金庫法(以下「新法」という。)の規定に基づく農林中央金庫として同一性をもつて存続するものとする。

(総務省設置法の適用除外)

第三条 新法の規定に基づく農林中央金庫については、改正前の農林中央金庫法(以下「旧法」という。)の規定に基づく農林中央金庫として同一性をもつて存続するものとする。

(従たる事務所に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に日本に存する農林中央金庫の従たる事務所は、新法第三条第三項の規定により主務大臣に届け出で設置された

従たる事務所とみなす。

二 この法律の施行の際現に外国に存する農林中央金庫の従たる事務所は、新法第三条第四項の規定による主務大臣の認可を受けて設置された従たる事務所とみなす。

(定款の変更に係る経過措置)

第五条 農林中央金庫は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、新法第二十条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員に係る経過措置)

第六条 施行日の前日において農林中央金庫の理事長、副理事長又は理事である者の任期は、旧法第十二条第二項の規定にかかるわらず、その日に満了する。

二 農林中央金庫は、施行日までに、あらかじめ、新法第二十二条及び第二十三条の例により、理事及び経営管理委員を選任しておかなければならぬ。この場合において、その選任されたり、理事及び経営管理委員を選任しておかなければならぬ。この場合において、その選任されたり、理事及び経営管理委員の任期は、新法第二十五条の規定にかかるわらず、施行日から起算して三年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

三 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項に規定する監事である者は、施行日に新法第二十四条第一項の規定により監事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第二十五条の規定にかかるわらず、施行日から起算して二年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

(消費生活協同組合法の一改正)

第十二条 消費生活協同組合法(昭和二十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条 消費生活協同組合法(昭和二十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

二 附則第一条から前条までに定めるもの

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(支配人に係る経過措置)

第十五条 農林漁業團体職員共済組合法の一部改正

第十六条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項の二を次のよう改める。

二 附則第一項の二を次のよう改める。

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三農林中央金庫の項中「農林中央金庫法(平成二十一年法律第四十一号)」を「農林中央金庫法(平成十三年法律第二百四号)」に改める。

(漁業近代化資金助成法の一改正)

第十八条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

二 附則第一項の二を次のよう改める。

第十九条 第二項の二を次のよう改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二十条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

二 附則第一項の二を次のよう改める。

三 附則第一項の二を次のよう改める。

四 附則第一項の二を次のよう改める。

五 附則第一項の二を次のよう改める。

六 附則第一項の二を次のよう改める。

七 附則第一項の二を次のよう改める。

八 附則第一項の二を次のよう改める。

九 附則第一項の二を次のよう改める。

十 附則第一項の二を次のよう改める。

十一 附則第一項の二を次のよう改める。

十二 附則第一項の二を次のよう改める。

十三 附則第一項の二を次のよう改める。

十四 附則第一項の二を次のよう改める。

十五 附則第一項の二を次のよう改める。

十六 附則第一項の二を次のよう改める。

十七 附則第一項の二を次のよう改める。

十八 附則第一項の二を次のよう改める。

十九 附則第一項の二を次のよう改める。

二十 附則第一項の二を次のよう改める。

二十一 附則第一項の二を次のよう改める。

二十二 附則第一項の二を次のよう改める。

二十三 附則第一項の二を次のよう改める。

二十四 附則第一項の二を次のよう改める。

二十五 附則第一項の二を次のよう改める。

二十六 附則第一項の二を次のよう改める。

二十七 附則第一項の二を次のよう改める。

二十八 附則第一項の二を次のよう改める。

二十九 附則第一項の二を次のよう改める。

三十 附則第一項の二を次のよう改める。

三十一 附則第一項の二を次のよう改める。

三十二 附則第一項の二を次のよう改める。

三十三 附則第一項の二を次のよう改める。

三十四 附則第一項の二を次のよう改める。

三十五 附則第一項の二を次のよう改める。

三十六 附則第一項の二を次のよう改める。

三十七 附則第一項の二を次のよう改める。

三十八 附則第一項の二を次のよう改める。

三十九 附則第一項の二を次のよう改める。

四十 附則第一項の二を次のよう改める。

四十一 附則第一項の二を次のよう改める。

四十二 附則第一項の二を次のよう改める。

四十三 附則第一項の二を次のよう改める。

四十四 附則第一項の二を次のよう改める。

四十五 附則第一項の二を次のよう改める。

四十六 附則第一項の二を次のよう改める。

四十七 附則第一項の二を次のよう改める。

四十八 附則第一項の二を次のよう改める。

四十九 附則第一項の二を次のよう改める。

五十 附則第一項の二を次のよう改める。

五十一 附則第一項の二を次のよう改める。

五十二 附則第一項の二を次のよう改める。

五十三 附則第一項の二を次のよう改める。

五十四 附則第一項の二を次のよう改める。

五十五 附則第一項の二を次のよう改める。

五十六 附則第一項の二を次のよう改める。

五十七 附則第一項の二を次のよう改める。

五十八 附則第一項の二を次のよう改める。

五十九 附則第一項の二を次のよう改める。

六十 附則第一項の二を次のよう改める。

六十一 附則第一項の二を次のよう改める。

六十二 附則第一項の二を次のよう改める。

六十三 附則第一項の二を次のよう改める。

六十四 附則第一項の二を次のよう改める。

六十五 附則第一項の二を次のよう改める。

六十六 附則第一項の二を次のよう改める。

六十七 附則第一項の二を次のよう改める。

六十八 附則第一項の二を次のよう改める。

六十九 附則第一項の二を次のよう改める。

七十 附則第一項の二を次のよう改める。

七十一 附則第一項の二を次のよう改める。

七十二 附則第一項の二を次のよう改める。

七十三 附則第一項の二を次のよう改める。

七十四 附則第一項の二を次のよう改める。

七十五 附則第一項の二を次のよう改める。

七十六 附則第一項の二を次のよう改める。

七十七 附則第一項の二を次のよう改める。

七十八 附則第一項の二を次のよう改める。

七十九 附則第一項の二を次のよう改める。

八十 附則第一項の二を次のよう改める。

八十一 附則第一項の二を次のよう改める。

八十二 附則第一項の二を次のよう改める。

八十三 附則第一項の二を次のよう改める。

八十四 附則第一項の二を次のよう改める。

八十五 附則第一項の二を次のよう改める。

八十六 附則第一項の二を次のよう改める。

八十七 附則第一項の二を次のよう改める。

八十八 附則第一項の二を次のよう改める。

八十九 附則第一項の二を次のよう改める。

九十 附則第一項の二を次のよう改める。

九十一 附則第一項の二を次のよう改める。

九十二 附則第一項の二を次のよう改める。

九十三 附則第一項の二を次のよう改める。

九十四 附則第一項の二を次のよう改める。

九十五 附則第一項の二を次のよう改める。

九十六 附則第一項の二を次のよう改める。

九十七 附則第一項の二を次のよう改める。

九十八 附則第一項の二を次のよう改める。

九十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百 附則第一項の二を次のよう改める。

一百一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百二十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百三十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百四十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百五十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百六十九 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十一 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十二 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十三 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十四 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十五 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十六 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十七 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十八 附則第一項の二を次のよう改める。

一百七十九 附則第一項の二を次のよう改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)
第十九条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改する。

第十三条を次のよう改める。

第十三条 削除
農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う経過措置

第二十条 前条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法第十三条第一項の規定によつた認可是、新法第五十四条第三項の規定によつてした認可とみなす。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第二十一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 農林中央金庫法(平成十三年法律第

第一条第四項中「農林中央金庫法第五条第一項(出資者)及び^二を「農林中央金庫の会員」に、七項中(第一十一条第一項を除く。)を削り、第七項中(第一十一条第一項を除く。)に改め、同条第

「農林中央金庫及び^二を「農林中央金庫の理事」に改め、「農林中央金庫法第十条第二項(副理事長)又は^一を削り、「若しくは^二を「又は」に、「並びに^二を「及び」に改める。

第十四条中「第一百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事」を「第一百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」に改め、「理事」を「理事及^二を「理事又ハ経営管理委員」に改め、「理事」を「理事又ハ経営管理委員」に改め、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「理事」を「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と改める。

第二十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 農林中央金庫法(平成十三年法律第

第一条第四項中「農林中央金庫法第五条第一項(出資者)及び^二を「農林中央金庫の会員」に、七項中(第一十一条第一項を除く。)を削り、第七項中(第一十一条第一項を除く。)に改め、同条第

「農林中央金庫及び^二を「農林中央金庫の理事」に改め、「農林中央金庫法第十条第二項(副理事長)又は^一を削り、「若しくは^二を「又は」に、「並びに^二を「及び」に改める。

第十四条中「第一百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事」を「第一百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」に改め、「理事」を「理事及^二を「理事又ハ経営管理委員」に改め、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と改める。

第二十二条第二項中「定める訴え」の下に「又は請求」を加え、同項第二号中「理事長、副理事

長、理事」を「理事、経営管理委員」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 商法第一百七十二条(株主の差止請求権) 理事の行為に対する差止請求

第三十四条第二項中「理事」を「理事(農林中央金庫にあつては、経営管理委員)」に改める。

第三十五条中「第一百三十七条ノ三中「取締役」とあるのは「理事^二を「二百三十七条ノ三中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に、^二を「理事、経営管理委員」と改める。

第四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及^二を「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と改める。

第五十六条第三項中「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條^二を「農林中央金庫法(平成十三年法律第

号)第五十四条第三項に改め、「対し」の下に「同項の規定による

四十四条规定中「取締役」とあるのは「理事及^二を「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と改める。

る農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで^二を加える。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條^二を「農林中央金庫法(平成十三年法律第

号)第五十四条第三項に改め、「対し」の下に「同項の規定による

四十四条规定中「取締役」とあるのは「理事及^二を「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と改める。

第五十六条第三項中「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條^二を「農林中央金庫法(平成十三年法律第

号)第五十四条第三項に改め、「対し」の下に「同項の規定による

四十四条规定中「取締役」とあるのは「理事及^二を「理事、経営管理委員」と、同条第三項に、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と改める。

二 中間法人法(平成十三年法律第百五十五条第一号)

漁船法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月七日

農林水産委員長 太田 豊秋

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、漁業者の負担を軽減し、規制緩和に資する等の観点から、①農林水産大臣及び都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、これまで長さ十五メートルを基準としていた区分を見直し、漁業許可を要する漁業に従事する漁船については、漁業許可を行う行政庁が建造等の許可を行うこと、②登録した漁船及び登録票について、都道府県知事が検認を受けなければならない期日を現行の三年から五年に延長すること、③農林水産大臣又は都道府県知事が、指定認定機関に動力漁船の工事完成後の認定業務の全部又は一部を、また、都道府県知事は、指定検認機関に漁船の登録票の検認業務の全部又は一部を行わせることができること等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、漁業者の負担を軽減し、規制緩和に資する等の観点から、①農林水産大臣及び都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、これまで長さ十五メートルを基準としていた区分を見直し、漁業許可を要する漁業に従事する漁船については、漁業許可を行う行政

庁が建造等の許可を行うこと、②登録した漁船及び登録票について、都道府県知事が検認を受けなければならない期日を現行の三年から五年に延長すること、③農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関に動力漁船の工事完成後の認定業務の全部又は一部を、また、都道府県知事は、指定検認機関に漁船の登録票の検認業務の全部又は一部を行わせることができる

こと等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

右

国会に提出する。

漁船法の一部を改正する法律案

平成十三年三月十九日

内閣総理大臣臨時代理 大臣 福田 康夫

一 資産の流動化に関する法律及び中間法人法の一部改正

一

本法施行のため、別に費用を要しない。

一

第六十五条第三項中「農林中央金庫法(大正十一年法律第百三十二号)第十三条第一項第十号」を「農林中央金庫法(平成十三年法律第百三十二号)第十五号」に改める。

一

二項第六号

一

本法施行のため、別に費用を要しない。

一

漁船法の一部を改正する法律案

漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「第九条」第二十一条を「第十条」第二十四条に、「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条

第二十四条を「第二十五条」第二十六条に、「第二十六条」を「第二十七条」第二十九条に、「第二十九条」第三十条に、「第三十一条」

「第五章 漁船に関する試験(第二十七条・第二十八条)

「第五章 漁船に関する試験(第二十五条・第二十六

条)」を「第二十五条・第二十六条」に、「第二十六

条)」を「第二十七条・第二十九条」に、「第二十九条」第三十条に、「第三十一条」

「第五章 漁船に関する試験(第二十七条・第二十九条)

金に処する。

第三十条を削る。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

第二十九条を第五十一条とし、第六章中同条の

次に次の二条を加える。

(手数料) 第五十二条 第二十五条第一項の規定により指定認定機関

を受けようとする者は、検査に要する費用の範

囲内において農林水産省令で定める額の手数料

を納めなければならない。

都道府県は、地方自治法(昭和二十一年法律

第六十七号)第二百一十七条の規定に基づき認

定又は検認に係る手数料を徴収する場合におい

ては、第九条第一項の規定により指定認定機関

が行う認定又は第十四条第一項の規定により指

定検認機関が行う検認を受けようとすると、該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は

忌避したとき。

第三十二条第一項又は第三項の規定による当

該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は

忌避したとき。

第二十八条を第五十条とする。

第二十七条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条に

同条第二項中「第七条」を「第八条」に改め、同条に

次の二項を加える。

この法律の規定による指定認定機関又は指定

検認機関の処分又は不作為について不服がある

者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指

定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、

行政不服審査法による審査請求をすることがで

きる。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に次の

一条を加える。

(報告の徴収)

第二十八条第一項中「は第二章の規定の施行に

関し、都道府県知事は第二章又は第三章の規定の

施行に関し、必要があると認めるときは「又は

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度に

おいて「に、第三条の二第一項」を「第四条第一

項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中

「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を

同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項

に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二十九条 第九条第一項の指定は、農林水産省

令で定めるところにより、認定の業務を行おう

とする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

第九条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反

し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなつた日から一年を

経過しない者

第九条第一項の指定を受けことができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反

し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなつた日から一年を

経過しない者

二 第四十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九条第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が不公正になるおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

(指定の公示等)

五 その指定することによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとなるないこと。

(指定の公示等)

第三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九条第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十三条 第九条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十九条から第三十一条までの規定は、前項の指定の更新について準用する。

(認定の方法)

第三十四条 指定認定機関は、認定を行うときは、第三十一条第一号に規定する者に認定を実施させなければならない。

(認定の義務)

第三十五条 指定認定機関は、認定を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定を行わなければならぬ。

(報告)

第三十六条 指定認定機関は、認定を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(業務規程)

第三十七条 指定認定機関は、認定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

(照会)

第三十九条 指定認定機関は、認定の適正な実施のため必要な事項について、農林水産大臣又は都道府県知事に照会することができる。この場合において農林水産大臣又は都道府県知事は、当該照会をした者に対し、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(業務の休廃止)

第四十条 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(解任命令)

第四十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一条第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十二条 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定の業務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第三十一条第一号から第四号までに適合しなかつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するた

(指定の取消し等)

第三十条 第三十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十七条第一項の認可を受けた業務規程によらないで認定を行つたとき。

四 第三十七条第三項、第四十一条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項の指定を受けたとき。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の実施)

第四十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関から第四十条第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定認定機関に対し認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他的事由により認定の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該認定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により認定の業務を行つこととし、又は同項の規定により行つて認定の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

つては、その指定を受けた後遅滞なく、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第七十一条の次に次の三条を加える。
 (特定周波数変更対策業務)

第七十一条の一 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は放送用周波数使用計画(以下この条及び次条において「周波数割当計画等」という)の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助(以下「特定周波数変更対策業務」という)を行うことができる。

一 特定の無線局区分(無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下この条において同じ。)の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分(以下この条において「旧割当区分」という。)に割り当てることが可能である周波数(以下この条において「割当変更周波数」という。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることがあるものである。

一 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの(次号において「新割当区分」という。)に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分(以下この号において「同一目的区分」という。)があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てるところにより、総務大臣の認可を受けて、特

ることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること)。

三 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの(以下この号において「特定新規開設局」という。)の免許の申請に対しても、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際に現に割当変更周波数の割当を受けている旧割当区分の無線局(以下この号及び第七十一

条の四第二項において「既開設局」という。)が特定新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、既開設局の周波数又は空中線電力の変更既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り、周波数の変更については割当変更周波数の範囲内の変更に限る。)をすることが可能なものであること。

(指定周波数変更対策機関)

第七十一条の二 総務大臣は、その指定する者(以下「指定周波数変更対策機関」という。)に、特定周波数変更対策業務を行わせることができる。

六 定周波数変更対策業務(給付金の交付の決定を除く。)の一部を他の者に委託することができない。

七 指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更対策業務に関する必要があると認めるとときは、給付金の交付の決定を受けた者から、必要な事項に關し報告を徴することができる。

八 指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更対策業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と特定周波数変更対策業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

九 総務大臣は、予算の範囲内で、指定周波数変更対策機関に対し、特定周波数変更対策業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

十 この条に定めるものほか、指定周波数変更対策機関の財務及び会計に關し必要な事項は、総務省令で定める。

十一 第三十八条の四、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十から第三十八条の十五まで、第三十九条の二第四項(第四号を除く。)、第四十六条第四項、第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三の規定は、指定周波数変更対策機関に準用する。この場合において、第三十八条の四第一項中「指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明の業務」とあらわれる事務所の場合は、特定周波数変更対策業務を行ふ特定周波数変更対策業務に係る給付金の支給に関する基準は、総務省令で定める。

十二 第三十八条の三第二項各号(第一号)とあるのは「第四十六条第四項各号(第三号)と、同項第一項第一号中「この章」とあるのは「第四十七条の三若しくは第七十一条の三第五項、第七項若しくは第八項の規定又は第七十二条の三第十一項において準用するこの章」と、同項第一号中「第三十八条の三第一項各号(第五号)とあるのは「第三十九条の二第四項各号(第四号)と、同項第三号中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第四十七条の二第三項」と、第三十八条の十五第一項中「第三十八条の二第三項」とあるのは「第七十二条の三第三項」と、第三十九条の二第四項及び第四十六条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第七十二条の三第二項の申請」と、第三十九条の二第四項第二項中「講習」とあるのは「第七十二条の三第三項」と、第三十九条の二第四項第三号中「第四十七条の四」とあるのは「第七十二条の三第十一項」と、第四十七条の二第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、「第四十七条の四」とあるのは「第七十二条の三第十一項」と読み替えるものとする。

十三 第三十八条の四特定周波数変更対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請しなければならない。

十四 第三十九条の二第三項各号(第一号)とあるのは「第四十六条第四項各号(第三号)と、同項第一項第一号中「この章」とあるのは「第四十七条の三若しくは第七十一条の三第五項、第七項若しくは第八項の規定又は第七十二条の三第十一項において準用するこの章」と、同項第一号中「第三十八条の三第一項各号(第五号)とあるのは「第三十九条の二第四項各号(第四号)と、同項第三号中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第四十七条の二第三項」と、第三十八条の十五第一項中「第三十八条の二第三項」とあるのは「第七十二条の三第三項」と、第三十九条の二第四項及び第四十六条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第七十二条の三第二項の申請」と、第三十九条の二第四項第二項中「講習」とあるのは「第七十二条の三第三項」と、第三十九条の二第四項第三号中「第四十七条の四」とあるのは「第七十二条の三第十一項」と、第四十七条の二第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、「第四十七条の四」とあるのは「第七十二条の三第十一項」と読み替えるものとする。

十五 第三十九条の二第三項各号(第一号)とあるのは「第四十六条第四項各号(第三号)と、同項第一項第一号中「この章」とあるのは「第四十七条の三若しくは第七十一条の三第五項」と、第四十六条第四項、第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三の規定は、指定周波数変更対策機関に準用する。この場合において、第三十八条の四第一項中「指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明の業務」とあらわれる事務所の場合は、特定周波数変更対策業務を行ふ特定周波数変更対策業務に係る給付金の支給に関する基準は、総務省令で定める。

十六 指定周波数変更対策機関は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けて、特

第一百十条の二中「第三十九条の二第五項、第四十七項の二、第一百二条の十七第八項及び第一百二条の十八第八項」を「第二十九条の二第六項、第四十七条の四、第七十一条の三第十一項、第一百二条の七第五項及び第一百二条の十八第八項」に改め、

「指定試験機関」の下に「、指定周波数変更対策機関」を加える。

第一百十三条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「により報告を徴された場合において、」を「による」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号から第九号までを「一號ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の「一號」を加える。

五 第七十一条の三第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百三十三条の二中「指定試験機関」の下に「、指定周波数変更対策機関」を加え、同条第一号中「第一号を同条第十三号とし、同条第十一号中「により報告を徴された場合において、」を「による」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号から第九号までを「一號ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の「一號」を加える。

六 第七十一条の三第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百三十三条の二中「指定試験機関」の下に「、指

定周波数変更対策機関」を加え、同条第一号中「第一号を同条第十三号とし、同条第十一号中「により報告を徴された場合において、」を「による」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号から第九号までを「一號ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の「一號」を加える。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十九条の十一第一項第一号の改正規定（通信連絡）の下に「、第七十一条の三第四項給付金の支給基準」を加える部分に限る。は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の電波法（以下「旧法」という。）第三十八条の二第二項の指定を受けている者は、この法律の施行の日に改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十八条の二第一項の指定を受けたものとみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法第二条の十八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日に新法第二条の十八第一項の指定を受けたものとみなす。

三 前二項に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によってした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（郵便振替法の一部改正）

第五条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

二 公益法人制度の在り方や社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなつた法人については中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。

三 第一百三十一条の二第二項に改める。

四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百十六条第十号中「第一百二条の二第二項又は

第三項」を「第一百二条の二第三項又は第四項」に改める。

（施行期日）
附則

平成十三年六月七日

法務委員長 日笠 勝之
參議院議長 井上 裕殿

要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、公益も営利も目的としない団体の社会経済活動が我が国において重要な地位を占めていることにかんがみ、これらの団体について、準則主義による法人格の取得を可能とする一般的な制度を創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の組織及び運営についての規律を定めようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一 費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

一 非営利団体に関する法人制度については、非営利団体の活動が社会及び国民生活にとって重要なものであることを踏まえ、社会の変化に十分対応することができる制度とする観点から、公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。

二 公益法人制度の在り方や社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなつた法人については中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。

三 第一百三十一条の二第二項に改める。

四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百十六条第十号中「第一百二条の二第二項又は

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年五月三十一日

衆議院議長 締貫 民輔
參議院議長 井上 裕殿

中間法人法案
中間法人法
參議院議長 井上 裕殿

目次
第一章 総則（第一条 第九条）
第二章 有限責任中間法人
第三節 設立（第十条 第二十二条 第二十七条）
第一節 社員（第二十三条 第二十七条 第三十八条）
第二節 監事（第五十一条 第五十八条）
第三節 計算等（第五十九条 第七十一条）
第四節 定款の変更
第一款 定款の変更の方法（第七十二条）
第二款 基金増加（第七十三条 第八十四条）
第三款 解散（第八十一条 第八十五条）
第四款 清算（第八十五条 第九十二条）
第五節 設立（第九十三条 第九十五条）
第六節 管理（第一百二条 第一百六条）
第七節 計算等（第五十九条 第七十一条）
第八節 無限責任中間法人
第九節 設立（第九十六条 第一百一条）
第十節 社員（第九十六条 第一百一条）
第十一節 計算等（第五十九条 第七十一条）
第十二節 管理（第一百二条 第一百六条）
第十三節 合併
第十四節 定款の変更（第一百七条）
第十五節 解散（第一百八条 第一百十一条）
第十六節 清算（第一百十二条 第一百二十二条）
第十七節 通則（第一百二十一条 第一百二十五条）
第十八節 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併（第一百二十六条 第一百三十五条）
第十九節 人との合併（第一百二十六条 第一百四十五条）

審査報告書 中間法人法案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
中間法人法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
中間法人法案 右は全会一致をもつて可決した。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
中間法人法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
中間法人法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	四 第一百二条の十八第六項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第四節 有限責任中間法人と無限責任中間法

人との合併(第百四十一條—第一百四

十九条)

第五章 雜則(第一百五十七条—第一百五十六条)

第六章 罰則(第一百五十七条—第一百六十三条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中間法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中間法人 社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、この法律により設立されたものをいう。
- 二 有限責任中間法人 中間法人のうち、第二章第一節の規定により設立されたものをいう。
- 三 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三章第一節の規定により設立されたものをいう。
- 四 基金 第二章第一節又は第四節第一款の規定により有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該有限責任中間法人が拠出者に対してこの法律及び当該有限責任中間法人と当該拠出者との間の合意の定めによつて、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負つるものをいう。
- 五 代替基金 第六十七条第一項の規定により積み立てられた金額をいう。
- 六 中間法人は、法人とする。

- 3 第三条 中間法人は、法人とする。

(住所)

第四条 中間法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(能力の制限)

第五条 中間法人は、合名会社又は合資会社の無限責任社員となることができない。

(成立の時期)

第六条 中間法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(登記)

第七条 中間法人の登記においては、この法律の他の規定及び他の法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(登記)

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所

四 定款において解散事由を定めたときは、当該事由

2 有限責任中間法人の登記においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 基金(代替基金を含む。)の総額

二 基金の拠出者の権利に関する規定

三 基金の返還の手続

四 公告の方法

五 理事(解散後においては、清算人。次号及び第七号において同じ。)及び監事の氏名及び住所

六 商法(明治三十二年法律第四十八号)第十一條から第十四条まで、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は、中間法人の登記について準用する。この場合において、同法第六十一條中「本編」とあるのは「中間法人法又ハ同法二於テ準用スル本編」と、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第六十六条第一項中「第六十四条第一項」とあるのは「中間法人法第七条第一項乃至第三項」と読み替えるものとする。

3 第三条

4 第四条

5 第五条

6 第六条

7 第七条

8 第八条

9 第九条

10 第十条

11 第十一条

12 第十二条

13 第十三条

14 第十四条

15 第十五条

16 第十六条

17 第十七条

18 第十八条

19 第十九条

20 第二十条

21 第二十一条

22 第二十二条

23 第二十三条

24 第二十四条

25 第二十五条

(民法等の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条及び第四十四条の規定は、中間法人について準用する。

十 中間法人の名称が登記されている場合

十一 商法第二十条 不正の競争の目的で中間法

十二 商法第二十一条 他の中間法人の事業であ

ると誤認させるべき商号又は名称が使用され

用される場合

十三 商法第十九条、第三十条及び第三十一条

十四 商法第二十二条 中間法人が自己の名称を

使ふる場合

十五 商法第二十三条 中間法人の事業であ

ると誤認させるべき商号又は名称が使用され

用される場合

十六 商法第二十五条から第二十九条まで 中間

法人が事業を譲渡し、又は當業若しくは事業

を譲り受けた場合

十七 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七

十三号)第五条の規定は、次に掲げる規定に規

定する市について準用する。

十八 商法第十九条において準用する商法第十九条

二 前項第一号において準用する商法第二十条

三 前項第六号において準用する商法第二十五

四 第一条

五 第二条

六 第三条

七 第四条

八 第五条

九 第六条

十 第七条

十一 第八条

十二 第九条

十三 第十条

十四 第十一条

十五 第十二条

十六 第十三条

十七 第十四条

十八 第十五条

十九 第十六条

二十 第十七条

二十一 第十八条

二十二 第十九条

二十三 第二十条

二十四 第二十一条

二十五 第二十二条

二十六 第二十三条

二十七 第二十四条

三 商法第三十四条(会社について適用される部分に限る。) 中間法人が作成すべき会計帳簿

四 商法第三十五条 中間法人が作成した会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書

商法第五十八条及び第五十九条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、同法第五十八条第一項第三号中「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは、「無限責任中間法人ノ業務ヲ執行フ社員又ハ有限責任中間法人ノ理事」と読み替えるものとする。

第二章 有限責任中間法人

第一節 設立

(定款)

第十条 有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第一号並びに第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二 社員の氏名又は名称及び住所

三 主たる事務所の所在地

四 社員たる資格の得喪に関する規定

3 商法第六十七条の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。

(現物拠出等の方式)

第十二条 有限責任中間法人を設立する場合は、次に掲げる事項は、定款に記載しなければ、その効力を生じない。

一 現物拠出(金銭以外の財産を基金の目的として拠出することをいう。以下この節及び第四節第二款において「現物拠出者」の節及び第四節第一款において「現物拠出財産」という。)の氏名又は名称、当該財産(以下この節及び第四節第一款において「現物拠出財産」という)及びその価格

二 有限責任中間法人の成立後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

三 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用(定款の認証の手数料及び基金の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。)

2 前項に規定する場合には、同項第一号に掲げる事項(以下この節及び第四節第二款において「現物拠出事項」という。)は、同項の規定により定款に記載するほか、現物拠出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一 定款の認証の年月日及び当該認証をした公証人の氏名

2 前項第二項各号及び前項各号に掲げる事項規定する場合における現物拠出者の現物拠出に係る意思表示には、適用しない。

3 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

4 第二項の募集に応じ基金の拠出の申込みをする旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

5 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

6 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

7 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

8 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

9 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

10 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

11 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

12 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

13 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

14 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

15 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

16 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

17 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

18 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

19 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

20 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

21 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

22 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

23 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

25 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

26 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

27 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

28 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

29 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

30 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

31 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

32 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

33 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、これを前項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

(現物拠出等の調査)

第十七条 理事は、定款に第十二条第一項各号に掲げる事項の記載があるときは、選任された後

遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

3 裁判所は、第十二条第一項各号に掲げる事項(検査役の調査を経ていない事項を除く。)を不

当と認めたときは、これを変更する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定を社員、理事及び現物拠出者(現物拠出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければならない。

4 第二項の募集に応じ基金の拠出の申込みをしようとする者は、第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

5 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

6 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

7 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

8 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

9 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

10 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

11 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

12 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

13 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

14 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

15 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

16 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

17 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

18 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

19 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

20 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

21 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

22 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

23 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

24 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

25 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

26 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

27 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

28 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

29 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

30 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

31 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

32 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

33 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

34 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

35 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

36 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

37 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

38 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

39 第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならなければならぬ。

又は移転を第三者に対する抗するため必要な行為は、有限責任中間法人の成立後にすることを妨げない。

第十七条 理事は、定款に第十二条第一項各号に掲げる事項の記載があるときは、選任された後

遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

3 裁判所は、第十二条第一項各号に掲げる事項(検査役の調査を経ていない事項を除く。)を不

当と認めたときは、これを変更する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定を社員、理事及び現物拠出者(現物拠出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければならぬ。

4 前項前段の決定において現物拠出事項が変更された場合には、当該現物拠出者(現物拠出事項に係る意思表示)に係る意思表示に限り、取り消すことができる。この場合においては、定款を変更して設立に関する手続を続行することを妨げない。

5 第二項前段の決定が確定したときは、定款は、当該決定に従つて変更されたものとみなす。ただし、前項前段に規定する場合における

当該現物拠出事項の変更については、同項前段の規定により現物拠出に係る意思表示の取消しをした現物拠出者があるときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合に適用しない。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に規定する財産について定款に記載された価格の総額が基金の総額の一を超えて、かつ、五

官報(号外)
四 商法第三十五条 中間法人が作成した会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書
5 商法第五十八条及び第五十九条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、同法第五十八条第一項第三号中「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは、「無限責任中間法人ノ業務ヲ執行フ社員又ハ有限責任中間法人ノ理事」と読み替えるものとする。
第二章 有限責任中間法人
第一節 設立
(定款)
第十条 有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。
2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 第七条第一項第一号及び第一号並びに第二項第一号から第四号までに掲げる事項
二 社員の氏名又は名称及び住所
三 主たる事務所の所在地
四 社員たる資格の得喪に関する規定
3 商法第六十七条の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。
(現物拠出等の方式)
第十二条 有限責任中間法人を設立する場合は、次に掲げる事項は、定款に記載しなければ、その効力を生じない。
一 現物拠出(金銭以外の財産を基金の目的として拠出することをいう。以下この節及び第四節第二款において「現物拠出者」の節及び第四節第一款において「現物拠出財産」という。)の氏名又は名称、当該財産(以下この節及び第四節第一款において「現物拠出財産」という。)及びその価格
2 前項の社員総会は、各社員が招集することができる。
(基金の募集)
第十四条 理事は、基金の総額(現物拠出者があるときは、定款に記載された現物拠出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。
3 第一項の規定は、現物拠出者に現物拠出財産の給付をさせる場合について準用する。この場合においては、登記、登録その他の権利の設定

百万円を超えない場合 当該各号に掲げる事項

二 第十一条第一項第一号又は第二号に規定する財産中の取引所の相場のある有価証券についての定款に記載された価格が当該有価証券の取引所の相場を超えない場合 当該有価証券についての当該各号に掲げる事項

三 弁護士又は弁護士法人が第十一条第一項第一号又は第二号に規定する財産中の不動産について、当該各号に掲げる事項が相当である旨の証明をした場合(不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合に限る)。当該不動産についての当該各号に掲げる事項

(設立手続の調査)

第十八条 理事及び監事は、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 前条第六項第一号に掲げる場合における同号に規定する財産について定款に記載された価格が相当かどうか。

二 前条第六項第三号に規定する弁護士又は弁護士法人の証明が相当かどうか。

三 基金の総額について拠出者が確定したかどうか。

四 第十六条第一項の規定による払込み及び同条第三項前段の規定による現物拠出財産の給付が完了したかどうか。

五 理事及び監事は、前項の調査により、同項各号に掲げる事項について、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、社員にその旨を通知しなければならない。(登記)

第十九条 有限责任中間法人の設立の登記は、前二条の手続の終了した日から一週間以内に、主たる事務所の所在地において行わなければならない。

2 前項の登記においては、第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第一項 合規 (号外)

3 有限責任中間法人は、第一項の登記をした日から一週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(基金の拠出に関する担保責任)

第二十条 有限责任中間法人の成立の時に基金の総額のうち拠出者が確定していない部分があるときは、当該有限责任中間法人の成立当時の社員及び理事は、共同して、当該部分について基金の拠出者となつたものとみなす。有限责任中間法人の成立後に基金の拠出者の基金の拠出に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2

二 有限责任中間法人の成立の時に基金のうち第十六条第一項の規定による払込み又は同条第三項前段の規定による現物拠出財産の給付がされていないものがあるときは、当該有限责任中間法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拠出財産の価額を弁済する責めに任ずる。

3 有限责任中間法人の成立の時ににおける第十一條第一項第一号又は第二号の財産の価格が定款に記載された価格に著しく不足するときは、当該有限责任中間法人の成立当時の社員及び理事は、当該払込みが完了したときは、前項の調査により、同項各号に掲げる事項について、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、社員にその旨を通知しなければならない。

4 第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項について検査役の調査を経たときは、前項の規定にかかるらず、有限责任中間法人の成立当時の社員及び理事のうち、現物拠出者又は同号に規定する財産を当該有限责任中間法人に譲渡した者でないものは、現物拠出財産又は同号に規定する財産について同項の義務を負わない。

(商法の準用)

第二十二条 商法第七百七十八条、第七百七十九条、第一百八十九条、第一百九十二条及び第一百九十三条の規定は、有限责任中間法人の設立の場合

について準用する。この場合において、同法第一項中「前条第一項」とあるのは「中間法人法第十六条第一項」と、同法第一百七十九条第一項中「株式引受人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「第一百七十七条」とあるのは「中間法人法第十六条第一項」と、「発起人」とあるのは「理事」と、同条第二項中「発起人」とあるのは「理事」と、「株式引受人」とあり、及び「株主」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「株式」とあるのは「基金ノ額」と、同条第三項中「株式引受人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「同法第一百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「有限责任中間法人成立当時ノ社員又ハ理事」と、同法第一百九一条前段中「株式ヲ引受けケタル者」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「株式申込証」とあるのは「中間法人法第十二条第二項ノ書面又ハ同法第十四条第一項ノ申込用紙」と、同法第一百九十八条中「発起人」とあるのは「理事」と、「株式申込証」、目論見書、株式募集ノ廣告其ノ他株式募集ニ関スル文書」とあるのは「中間法人法第十四条第一項ノ申込用紙、基金募集ノ廣告其ノ他基金募集ニ関スル文書」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第二十三条 社員は、定款の定めるところにより、有限责任中間法人に対し、経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第二十四条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、その定める期間前に有限责任中間法人に対して退社の予告をすることを要する旨を定めることを妨げない。

2 前項ただし書の予告期間は、一年を超えてはならない。

3 第一項ただし書の定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

2 前項ただし書の定めがある場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 死亡又は解散

四 除名

(除名)

第二十五条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

一 定款に定めた事由の発生

(設立無効の訴え及び設立取消の訴え)

第二十六条 有限责任中間法人の設立の無効又は取消しは、その成立の日から二年以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 有限责任中間法人の設立の無効の訴えは、当該有限責任中間法人の社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 商法第八十八条、第一百五十三条及び第四項、第一百九条、第一百十条、第一百三十七条並びに第一百三十八条の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百十条中「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社、其ノ社員及」であるのは、「有限责任中間法人、其ノ社員、理事及監事並」こと読み替えるものとする。

(社員名簿の記載事項等)

第二十七条 有限责任中間法人は、社員の氏名又

<p>は名称及び住所を記載した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない。</p> <p>商法第二百二十四条第一項及び第二項並びに第二百二十四条ノ二第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人の社員、基金の拠出の申込みをした者又は基金の拠出者に対する通知又は催告について準用する。</p>
<p>(招集通知)</p> <p>第三十一条 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から一週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定期款でこの期間を短縮することができる。</p> <p>(総社員の同意による招集手続の省略)</p> <p>第三十二条 社員総会は、総社員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>
<p>(議決権)</p> <p>第三十三条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定期款で別段の定めをすることを妨げない。</p> <p>(議事)</p> <p>第三十四条 社員総会の議事は、この法律又は定期款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。</p> <p>2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書面を有限責任中間法人に提出しなければならない。</p> <p>3 前項前段の代理権の授与は、社員総会」としないければならない。</p>
<p>(定数)</p> <p>第三十九条 有限責任中間法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。</p> <p>(選任)</p> <p>第四十条 理事は、社員総会において選任する。(任期)</p> <p>第四十一条 理事の任期は、一年とする。ただし、最初の理事の任期は、一年とする。</p> <p>2 前項の規定は、定期により、同項の任期を短縮し、又は同項の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会が終結するまで伸長することを妨げない。</p> <p>(解任)</p> <p>第四十二条 理事は、社員総会の決議によつて解任することができる。ただし、正当な事由がないのに任期の満了前に理事を解任したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができない。</p> <p>2 理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定期に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、当該理事の解任を裁判所に請求することができる。</p> <p>3 商法第八十八条の規定は、前項の場合について準用する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第二十八条 社員総会は、この法律又は定期款に定めた事項に限り、決議をすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第二十九条 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。</p> <p>2 社員総会の招集は、理事が数人あるときは、その過半数で決する。</p> <p>3 理事は、毎年一回、一定の時期に、定期社員総会を招集しなければならない。</p> <p>(社員による招集請求)</p> <p>第三十条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定は、定期で別段の定めをすることを妨げない。</p> <p>3 第一項の請求があった後遅滞なく招集の手続が行われないときは、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。当該請求があつた日から六週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。</p> <p>4 第一項又は前項の規定による社員総会においては、有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役を選任することができる。</p>
<p>(事業譲渡)</p> <p>第三十五条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事は、これに署名しなければならない。</p> <p>3 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(事業譲渡)</p> <p>第三十六条 有限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならぬ。</p> <p>2 商法第八十八条、第一百五十三条第三項及び第四項、第一百九条、第二百四十七条第一項、第二百四十八条、第二百五十条並びに第二百五十二条の規定は、社員総会の決議の取消しを請求する訴えについて準用する。</p> <p>3 商法第八十八条、第一百五十三条第三項及び第四項、第一百九条並びに第二百五十条の規定は、社員総会の決議が存在しないことの確認を請求する訴え及び社員総会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議の無効の確認を請求する訴えについて準用する。</p>

(職務及び権限)

第五十五条 監事は、有限責任中間法人の業務を監査する。

2 監事は、理事及び有限責任中間法人の使用人に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会において、調査の結果を報告しなければならない。

4 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は監事の報酬について意見を述べることができる。

5 監事は、理事が有限責任中間法人の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、社員総会において、その旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告をするため必要があるときは、当該監事を、社員総会を招集することができる。

6 監事は、理事が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするため必要があるときは、当該監事は、理事が有限責任中間法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

7 社員は、前項に規定する場合において、当該行為によって当該有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該有限責任中間法人のため、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

8 有限責任中間法人が理事に対し、又は理事が有限責任中間法人に対する訴え提起する場合には、当該訴えについては、監事が有限責任中間法人を代表する。

間法人を代表する。

(有限責任中間法人に対する責任)

第五十六条 監事がその任務を怠ったときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十七条 監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帶して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該監事が当該記載をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(準用規定)

第五十八条 第四十二条並びに商法第二百五十四条ノ一、第二百五十八条及び第二百七十九条ノ二の規定は、監事について準用する。

2 商法第二百七十八条の規定は、監事が損害賠償の責めに任ずる場合について準用する。

3 第四十九条第一項前段及び第二項から第六項まで並びに商法第二百六十八条规定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条规定の「前条第一項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ

の規定は、監事の責任を追及する」の規定は、監事の責任を追及するものとする。

二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八条又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ

(計算書類の作成及び承認)

第五十九条 理事は、毎事業年度、次に掲げる書類を作成しなければならない。

（計算書類等の公示）

（計算書類等の公示）

第五十九条 有限責任中間法人は、第五十九条第一項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

3 監事は、前項の書類(附属明細書を除く。)を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

(計算書類等の公示)

第六十条 理事は、定時社員総会前に、前条第一項の書類について監査を受けなければならぬ。

2 理事は、定時社員総会の日から五週間前までに前条第一項各号に掲げる書類を、三週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならない。

(計算書類等の公示)

第六十一条 有限責任中間法人は、第五十九条第一項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

2 商法第二百六十八条规定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条规定の「前条第一項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ

の規定は、監事の責任を追及する」の規定は、監事の責任を追及するものとする。

二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ

(計算書類等の公示)

第五十九条 理事は、毎事業年度、次に掲げる書類を作成しなければならない。

（計算書類等の公示）

第五十九条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合に、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類(以下「附属明細書」という。)を作成しなければならない。

第六十一条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

2 有限責任中間法人が前項各号に掲げる場合に提出出し、同項第三号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類については承認を求めなければならない。

2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十七条 監事がその職務を行つて惡意又は重大な過失があつたときは、当該監事は、連帶して、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(第三者に対する責任)

第五十七条 監事がその職務を行つて惡意又は重大な過失があつたときは、当該監事は、連帶して、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第六十一条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

2 有限責任中間法人が前項各号に掲げる場合に提出出し、同項第三号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類については承認を求めなければならない。

2 有限責任中間法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

2 有限責任中間法人が前項各号に掲げる場合に提出出し、同項第三号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類については承認を求めなければならない。

2 有限責任中間法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

たことにより増加した貸借対照表上の純資産額
損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
(基金の返還)

第六十五条 基金の返還は、定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づいて行わなければならない。

2 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超えない場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間は、基金の返還をすることができない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる金額
二 当該事業年度において損失てん補準備金として積み立てなければならない額
3 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までに限り、当該超過額を返還の総額の限度として基準の返還をすることができる。

4 前二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、有限責任中間法人の債権者は、当該返還を受けた者に対して返還することを請求することができる。

(基金利息の禁止)

第六十六条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
(代替基金)

第六十七条 基金が返還される場合には、返還される基金に相当する金額が積み立てられるものとする。

2 前項の規定により積み立てられた金額は、取り崩すことができない。

(定款等の公示)

第六十八条 有限責任中間法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める場所に備え置かなければならぬ。
一 定款 主たる事務所及び従たる事務所
二 社員名簿 主たる事務所
三 社員総会の議事録(当該社員総会の日から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所
四 社員総会の議事録の謄本(当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

2 2 有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項各号に掲げる書類の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、当該有限責任中間法人は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(社員の帳簿閲覧権)

第六十九条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人に対し、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の請求は、当該請求の理由を記載した書面によって行わなければならない。

3 商法第二百九十三条の規定は、第一項の検査役による調査

第七十条 有限責任中間法人の事業の遂行に関する第七十二条 定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、第二十六条第一項に定めるところにより行わなければならない。

(社員総会の決議)

第七十三条 存立中の有限責任中間法人は、この款の定めるところにより、基金を増加することができる。

2 前項に規定する基金の増加(以下「基金増加」という。)をするには、基金増加を内容とする定款の変更をする旨の社員総会の決議(以下「基金増加の定款変更決議」という。)を経なければならない。

3 基金増加をする場合において、現物拠出者があるときは、社員総会において、基金増加の定款変更決議のほか、現物拠出事項を定める決議

(以下「現物拠出の決議」という。)を経なければならない。この場合においては、当該現物拠出の決議は、第十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。
4 商法第二百八十二条第三項及び第二百八十四条第二項の規定は、前項の場合における第一項の検査役の報告書について準用する。

(商法の準用)

第七十一条 商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ七まで及び第二百八十七条ノ二の規定は、有限責任中間法人の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条中「第三十四条第二号」とあるのは、「中間法人法第九条第四項第三号ニ於テ準用スル第三十四条第二号」と読み替えるものとする。

2 商法第二百九十五条の規定は、有限責任中間法人とその使用者との間の雇用関係に基づいて生じた当該有限責任中間法人に対する債権について準用する。

3 第四節 定款の変更

第一款 定款の変更の方法

第七十二条 定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

(第二款 基金増加)

第七十三条 存立中の有限責任中間法人は、この款の定めるところにより、基金を増加することができる。

2 前項に規定する基金の増加(以下「基金増加」という。)をするには、基金増加を内容とする定款の変更をする旨の社員総会の決議(以下「基金増加の定款変更決議」という。)を経なければならない。

3 第十一條第三項の規定は、基金増加について準用する。

(基金の募集)

第七十四条 社員総会において基金増加の定款変更決議があつたときは、理事は、増加すべき基金の額(現物拠出の決議があるときは、現物拠出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、前項の場合において、次に掲げる事項を記載した基金の拠出の申込用紙を作成し、これを同項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

一 前条第四項各号に掲げる事項

二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。

(以下「現物拠出の決議」という。)を経なければならない。この場合においては、当該現物拠出の決議は、第十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。
4 前項前段に規定する場合には、現物拠出の決議は、現物拠出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一 第十条第一項各号に掲げる事項

2 基金増加の定款変更決議において定められた増加すべき基金の額及び当該基金の拠出者の権利に関する規定

3 現物拠出事項

4 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

5 第十一條第三項の規定は、基金増加について準用する。

(現物拠出の決議)

第七十五条 社員総会において基金増加の定款変更決議があつたときは、理事は、増加すべき基金の額(現物拠出の決議があるときは、現物拠出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、前項の場合において、次に掲げる事項を記載した基金の拠出の申込用紙を作成し、これを同項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

一 前条第四項各号に掲げる事項

二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。

八十二条」と、同法第四百六条ノ三第三項中「第三百四十三条」とあるのは「中間法人法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第六節 清算

(清算をすべき場合)

第八十五条 有限責任中間法人が解散した場合に

は、第八十一条第一項第三号又は第五号に掲げ

る事由により解散したときを除き、この節の規

定に従つて清算をしなければならない。この場

合においては、当該有限責任中間法人は、清算

の目的の範囲内において、清算が結了するま

で、存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第八十六条 債務を完済した解散後の有限責任中間法人に残存する財産(以下この節において「残余財産」という。)の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、社員総会の決議により定まる。

3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)

第八十七条 有限責任中間法人が第八十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一 理事(定款又は第八十一条第一項第二号に規定する決議において別段の定めがあるときはを除く。)

二 定款に定める者

三 社員総会において選任された者

2 前項に規定する場合において、同項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人の請求により清算人を選任する。

3 商法第二百二十二条の規定は、有限責任中間法人が第八十一条第一項第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(清算人の解任)

第八十八条 清算人は、裁判所によつて選任されたものを除き、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関

係人の請求により清算人を解任することができ

る。

(清算人の職務)

第八十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人が数人あるときは、有限責任中間法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。

(債務の弁済の順序)

第九十条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の有限責任中間法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

(準用規定)

第九十一条 民法第八十一条並びに商法第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十九条第三項、第二百三十一条、第二百三十四条、第二百四十九条第一項、第二百二十条から第二百四百二十三条まで、第二百二十四条第一項、第二百二十七条並びに第二百二十九条の規定は、有限

責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第一項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段二於テ準用スル同法第二百六十八条第一項」、同法第二百六十九条第一項二於テ準用スル同法第二百六十七条第一項二於テ準用スル同法第二百六十七条第一項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段二於テ準用スル同法第二百六十七条第一項又ハ第三項」と読み替えるものとする。

4 商法第七十条ノ一の規定は、仮処分命令によ

り清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

(理事に關する規定の清算人への適用)

第九十二条 有限責任中間法人が解散した場合においては、次に掲げる理事に関する規定は、清算人に関する規定として清算人に適用があるものとする。

一 第十九条、第三十条第一項、第三十五条

三十四条中「前条」とあるのは「中間法人法第九

十一条第一項前段ニ於テ準用スル第百二十七条第一項」と、同法第四百二十条第四項中「第二

百八十二条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類

二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類)ニ」とあるのは「中間法人法第六十一条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ」と読み替えるものとする。

十七条第二項から第四項まで及び第四百八十八条並びに商法第二百五十四条ノ一、第二百五十八条並びに商法第二百五十四条ノ二の規定は、有限責任中間法人の清算人(第四十五条第二項ただし書及び第三項前段の規定については、裁判所によつて選任されたものを除く。)について準用する。

二 第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項から第四項まで及び第四百九十九条第一項から第二百六十八条ノ三までの規定は、有限責任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第一項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第二百六十七条第一項」、同法第二百六十九条第一項二於テ準用スル同法第二百六十七条第一項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第二百六十七条第一項又ハ第三項」と読み替えるものとする。

三 第六十九条第三項において準用する商法第二百九十三条ノ七及び第七十条第四項において準用する同法第二百八十四条第二項

二 第五十二条第二項、第五十五条第二項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第五十

八条第二項において準用する商法第二百七

八条

八条第一項において準用する同法第二百四十七条第一項並びに第三十八条第四項において準用する同法第二百四十九条第一項

八条第一項において準用する同法第二百四十九条第一項

2 無限責任中間法人の設立の無効の訴えは、当該無限責任中間法人の社員に限り、提起することができる。	官報外号
3 商法第八十八条、第一百五十三条第三項及び第四項、第一百九条、第一百十条、第一百三十七条並びに第一百二十八条の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百十条中「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社」とあるのは、「無限責任中間法人」と読み替えるものとする。	第二節 社員
(社員の資格)	第九十一条 法人は、無限責任中間法人の社員となることができない。
第九十七条 無限責任中間法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、社員は、連帶してその弁済の責めに任ずる。	第三節 管理
2 無限責任中間法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。	(業務の執行)
3 前項の規定は、社員が、無限責任中間法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であることを見証したときは、適用しない。	第四節 定款の変更
4 商法第八十一条及び第八十二条の規定は無限責任中間法人の社員について、同法第八十三条の規定は無限責任中間法人の社員について、同法第七十九条の規定は無限責任中間法人の社員であると誤認されるべき行為があつたときについて、同法第九十条第一項及び第二項の規定は無限責任中間法人を退社した者について、それぞれ準用する。(任意退社)	第五節 解散
第九十八条 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる。	第六節 破産
2 前項の規定にかかるわらず、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。	(解散法人の継続)
3 第百四十五条第三項から第五項までの規定は、無限責任中間法人を代表すべき社員について準用する。この場合において、同法第三項中「社員総会の決議」とあるのは、「総社員の同意」と読み替えるものとする。	第七節 定款の変更
4 商法第七十九条の規定は、無限責任中間法人について準用する。	第八节 破産
3 第百四十六条 無限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、総社員の同意によらなければならぬ。	第九節 合併(合併により当該無限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。)
4 前項の規定にかかるわらず、無限責任中間法人は、総社員のうち定款で定める一定割合以上の業務は、当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。	第十节 解散
4 前項の社員が数人あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、無限責任中間法人の業務を行るべき社員を定めた場合には、当該社員が当該無限責任中間法人の業務を執行する。	第十一节 裁判
3 第百四十七条 無限責任中間法人の常務は、各社員(第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限り)が行うことができる旨を定款で定めることができる。この場合において、当該一定割合は、二分の一を上回らなければならない。	(解散を請求する訴え)
4 第百四十八条 無限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。	第十二节 傷害
3 第百四十九条 前項第一号又は第二号の場合においては、総社員の同意により、同法第四号の場合においては新たに社員を加入させて、無限責任中間法人を継続することができる。	第十三节 傷害
2 第百五十条 社員は、無限責任中間法人の解散を請求する場合には、同項に規定する社員に限り、無限責任中間法人の業務及び財産の状況について報告を求め、又は無限責任中間法人について準用する。	第十四节 傷害

の場合において、同法第九十七条中「第九十五条」とあるのは、「中間法人法第百九条」と読み替えるものとする。

第六節 清算

(清算をすべき場合)

第一百十二条 無限責任中間法人が解散した場合に、第一百八条第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従つて清算をしなければならない。この場合においては、当該無限責任中間法人は、清算の目的の範囲において、清算が結了するまで、存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第一百十三条 債務を完済した解散後の無限責任中間法人に残存する財産(以下この節において「残余財産」という。)の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、総社員の同意により定まる。

3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)

第一百十四条 無限責任中間法人が第一百八条第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合は、次に掲げる者が清算人となる。

一 社員(第一百一条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)ただし、定款又は第一百八条第二号に規定する同意において別段の定めがあるときは除く。

二 定款に定める者

三 社員の過半数の意見によって選任された者

2 商法第一百二十二条の規定は、無限責任中間法人が第一百八条第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(清算人の解任)

第一百十五条 清算人は、裁判所によって選任されたものを除き、社員の過半数の意見によって解任することができる。

2 第八十八条第二項の規定は、無限責任中間法人の清算人の解任について準用する。

(法人と清算人の関係)

第一百六条 無限責任中間法人と清算人の関係は、委任に関する規定に従う。

(清算人の職務)

第一百七条 第八十九条の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。

(法人の代表)

第一百八条 清算人は、無限責任中間法人を代表する。

2 清算人が数人ある場合においては、各自無限責任中間法人を代表する。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定にかかわらず、社員の過半数の意見によって、次の事項を定めることができる。

一 部の清算人のみが無限責任中間法人を代表すべきこと。

二 数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべきこと。

3 前二項の規定は、清算人の職務を代理する。

4 商法第二十九条第三項の規定は、第一百四十二条第二項に規定する場合について準用する。この場合においては、前項の規定は適用しない。

5 第四十五条第三項後段の規定は数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべき場合について、同条第四項及び第五項の規定は無限責任中間法人の清算人について、それぞれ準用する。

6 第一百四十三条及び第一百四十五条第一項の規定は、無限責任中間法人と清算人以外の者との取引について、それぞれ準用する。

7 商法第七十五条第一項の規定は無限責任中間法人と清算人との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と清算人以外の者との取引について、それぞれ準用する。

8 商法第一百四十五条第一項後段、第一百八条及び第一百四十六条の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。

9 この場合において、同法第一百四十五条第一項中「第八十条」とあるのは、「中間法人法第九十七条」と読み替えるものとする。

(任意清算)

第一百二十一条 無限責任中間法人は、定款又は総社員の同意によって、解散の場合における当該無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めたときは、当該無限責任中間法人が第一百八条第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合に限り、この条の規定及び当該財産の処分の方に従い、清算をすることができる。この場合においては、第一百三十二条から第一百十九条までの規定は、適用しない。

2 前項前段の無限責任中間法人は、同項前段に規定する財産の処分の方法を定めた日又は当該

第一百九条 第百四条の規定にかかわらず、清算人が無限責任中間法人の事業の全部を譲渡するには、社員の過半数の賛成があれば足りる。

(民法及び商法の準用)

三百四条ノ二までの規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合においては、各別に

て、同法第一百一十三条第一項中「業務執行社員」とあるのは「中間法人法第百四十五条第一項第一号ノ規定ニ依リ社員」と、同法第一百三十二条中「社員ニ分配スル」とあるのは「中間法人法第百三十二条ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル残余財産ノ帰属スベキ者ニ引渡ス」と、「ヲ分配スル」とあるのは「ヲ引渡ス」と読み替えるものとする。

2 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

3 商法第七十五条第一項の規定は無限責任中間法人と清算人との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と清算人以外の者との取引について、それぞれ準用する。

4 商法第一百四十五条第一項後段、第一百八条及び第一百四十六条の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。

5 商法第一百七条第一項後段、第一百八条及び第一百九条ノ二の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。

6 この場合において、同法第一百十八条规定中「前条第三項」とあるのは「中間法人法第一百二十二条第一項乃至第四項」と、同法第一百十九条ノ二中「第百十七条第一項」とあるのは「中間法人法第一百二十二条第一項」である。

7 商法第一百二十二条第一項前段」と読み替えるものとする。

8 第二節 合併

(中間法人と中間法人との合併)

第一百二十二条 中間法人は、他の中間法人と合併することができる。

2 合併後存続する中間法人又は合併により設立される中間法人は、次の各号に定める種類の中間法人でなければならない。

一 有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併する場合及び有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合

二 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合

これを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

3 債権者が前項前段の期間内に異議を述べたときは、第一項前段の財産の処分の方法を承認したものとみなす。

4 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 商法第一百七条第一項後段、第一百八条及び第一百九条ノ二の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。

6 この場合において、同法第一百十八条规定中「前条第三項」とあるのは「中間法人法第一百二十二条第一項乃至第四項」と、同法第一百十九条ノ二中「第百十七条第一項」とあるのは「中間法人法第一百二十二条第一項」である。

7 商法第一百二十二条第一項前段」と読み替えるものとする。

8 第二節 合併

(中間法人と中間法人との合併)

第一百二十二条 中間法人は、他の中間法人と合併することができる。

2 合併後存続する中間法人又は合併により設立される中間法人は、次の各号に定める種類の中間法人でなければならない。

一 有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併する場合及び有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合

二 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合

地においては三週間以内に、合併後存続する有限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する有限責任中間法人については解散の登記、合併により設立された有限責任中間法人については第十九条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第一百三十三条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

一 合併後存続する有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された有有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第十九条第一項に規定する登記

三 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

四 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

五 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

六 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

七 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

八 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

九 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

十 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

十一 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

十二 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

十三 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

十四 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

十五 合併後存続する有有限責任中間法人が合併による変更の登記

中間法人と合併するには、合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。
2 前項の合併契約書については、合併をする各無限責任中間法人において総社員の同意を得なければならない。
(吸収合併の合併契約書の記載事項)
第一百三十七条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併する場合において、合併をする各無限責任中間法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 合併後存続する無限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定
二 合併をする時期
(新設合併の合併契約書の記載事項)
第一百三十八条 前条に規定する場合において、合併により無限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 合併により設立される無限責任中間法人の登記
二 合併をする時期
(債権者の異議)
第一百三十九条 合併をする各無限責任中間法人は、当該各無限責任中間法人において合併契約書について総社員の同意を得た日から二週間に以内に、当該各無限責任中間法人の債権者に対する債務の履行を停止する旨を官報に掲載して公告し、これを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知っている債権者には各自別にこれを催告しなければならない。この場合には一定の期間内に期間は、一ヶ月を下回ってはならない。
2 第百二十一条第三項及び第四項の規定は、前会の終結の時に退任する。

第三節 無限責任中間法人と無限責任中の登記
第一百四十条 無限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては一週間以内に、從たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地に

においては三週間以内に、合併後存続する無限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する無限責任中間法人については解散の登記、合併により設立された無限責任中間法人については第九十四条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第一百四十一条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

一 合併後存続する無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第九条第一項に規定する登記

三 合併後存続する無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

四 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

五 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

六 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

七 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

八 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

九 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

十 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

十一 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

十二 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

十三 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

十四 合併後存続する無限責任中間法人が合併による変更の登記

中間法人と合併するには、合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。
2 前項の合併契約書については、合併をする各無限責任中間法人において総社員の同意を得なければならない。
(新設合併の合併契約書の記載事項)
第一百三十九条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 合併をする時期
二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日を作成したときには、当該損益計算書とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

一 合併により設立される有限責任中間法人の

二 合併により設立される有限責任中間法人の

基金、代替基金及び準備金に関する事項

三 合併に際しては、本社の責任と問題ないに決めて、
いて第百四十二条第一項の決議をする社員総
会(三月)

四 会の期田 合併をする時期

合併により設立される有限責任中間法人の

理事及び監事の氏名

(損失でん補準備金等の積立て)

百四十六條 合併後存続する有限責任中間法人は、合併に際し合併により消滅した無限責任

中間法人から承継した財産の価額から当該無限

責任中間法人から承継した債務の額を控除した

額を限度として、損失てん補準備金を積み立て

ことができる。

合併により設立される有限責任中間法人は、
合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を

積み立てることができる。

前項の規定により積み立てる額の総額は、合

併をする各法人から承継した財産の価額から当該合併による各法人へいわゆる二債務の額を

該合併をする各法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。

第一項の規定により代替基金として積み立て

る額は、合併により消滅した有限責任中間法人

の代替基金の額を超えることができない。

(債権者の異議) 五百四十七條 合併をする各法人は、当該合併を

する各法人の債権者に対し、合併に異議がある

場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を

告知しなければならない。この場合において

は、当該期間は、一月を下回ることはならない。

前項前段の旨知り有隣責任中間法人においては、

責任中間法人にあつては同項の総社員の同意を

得た日から、それぞれ一週間以内に行わなければ

はならぬい。

平成十三年六月八日 参議院会議録第三十号(その二) 中間法人法案

七

号中「商法第百条第一項(同法第百四十七条规定する場合を含む。)」とあるのは、中間法人法第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第一百五十二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六条第一項及び第二項、第一百二十七条から第百三十二条ノ一まで、第一百三十二条ノ四、第一百三十二条ノ五、第一百二十四条から第百三十五条ノ八まで、第一百三十六条前段、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条前段、第一百三十七条ノ一、第一百三十八条、第一百三十八条ノ三から第百三十九条ノ七まで、第一百三十九条(第三号及び第七号を除く。)並びに第一百四十条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(署名に代わる記名押印)

第一百五十三条 この法律又はこの法律において準用する商法の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

(破産法の適用の特例)

第一百五十四条 有限責任中間法人が破産宣告を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法(大正十一年法律第七十一号)第四十六条各号に掲げる請求権に後れる。

2 破産法第百一十七条第二項の規定は、存立中の無限責任中間法人について準用する。

(銀行とみなす場合)

第一百五十五条 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十一條第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文(第七十四条第四項において準用する場合を含む。)、第七十四条第二項第二号、第二十一条前段及び第八十条前段において準用する商法第百七十八条及び第百八十九条並びに第百五十一条第三項前段において準用する商業登

記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

人法第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第一百五十二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六条第一項及び第二項、第一百二十七条から第百三十二条ノ一まで、第一百三十二条ノ四、第一百三十二条ノ五、第一百二十四条から第百三十五条ノ八まで、第一百三十六条前段、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条前段、第一百三十七条ノ一、第一百三十八条、第一百三十八条ノ三から第百三十九条ノ七まで、第一百三十九条(第三号及び第七号を除く。)並びに第一百四十条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(署名に代わる記名押印)

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第一号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会、同法第六号、第九十三条第二項第六号又は第九

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会同法第九条の八第一項第十三号又は第九条の九第五项第一号(同法第九条の八第二項第十ニ号に係る部分に限る。)に掲げる業務

五 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法(昭和十六年法律第二百三十八号)第五十三条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号に掲げる業務

六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第五十八条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項第十二号に掲げる業務

(消費税法等の適用の特例)

第七章 罰則
(理事等の特別背任罪)

第一百五十七条 有限責任中間法人の理事、監事、副社長命により選任されたこれらの者の職務を代行する者 第五十条第二項若しくは第五十一条第一項前段に規定する一時職務を行つべき者又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該有限責任中間法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は二百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 有限責任中間法人の清算人、仮社長命により選任された清算人の職務を代行する者又は第九十一条第二項において準用する商法第二百五十九条第二項前段に規定する一時職務を行つべき者が、前項に掲げる行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合意に応じた者も、同様とする。

3 前項の未遂は、罰する。

(法人財産を危うくする罪)

第一百五十八条 前項第一項に掲げる者又は検査役

は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 有限責任中間法人の設立又は基金増加の場合において、基金の拠出者の確定若しくは基金の拠出に係る払込みについて、又は第十一

条第一項各号に掲げる事項若しくは第七十三条第二項に規定する現物拠出の決議において定められた事項について、裁判所に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたと

き。

2 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。

三 有限責任中間法人の目的の範囲外において、投機取引のために有限責任中間法人の財産を処分したとき。

(虚偽文書行使罪)

第一百五十九条 第百五十七条第一項に掲げる者が、その取締役その他の業務を執行する役員又は支配人が、基金の募集に当たり、重要な事項について虚偽の記載のある第十四条第二項若しくは第七十四条第二項に規定する申込用紙又は基金の募集の広告その他基金の募集に関する文書を使用したときは、三年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第六章 罰則
(理事等の汚職の罪)

第一百六十条 第百五十七条第一項に掲げる者が、基金の拠出に係る払込みを仮装するため預合意を行つたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合意に応じた者も、同様とする。

五 第六十七条 第百五十七条第一項若しくは第二項に掲げる者は、検査役が、その職務に関し不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(過料に処すべき場合)

第一百六十二条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百一十二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)、仮社長命により選任されたこれらの者の職務を

代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十一条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つべき者又は検査役は、次の各号のい

すれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠ったとき。

二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法の規定に違反して、正当な理由がないのに書類の閲覧若しくは贋写又はその贋本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する商法に定める事項について、官庁又は社員総会に対し、虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第十四条第二項又は第七十四条第二項の規定に違反して、申込用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

七 第十四条第三項(第七十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 第二十九条第三項の規定又は第七十条第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかったとき。

九 第三十八条第一項前段において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定(当該規定が第九十二条第一号の規定により清算人に適用があるものとされる場合を含む。)に違反して、社員が求めた事項について説明をしなかったとき。

十 第四十六条第二項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し

て、社員総会において、重要な事実を開示せず、又は虚偽の事実を開示したとき。

十一 法律又は定款に定めた理事又は監事の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠ったとき。

十二 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剩余金の処分若しくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、第五十九条第一項若しくは第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十条第一項の附属明細書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百十九条第一項、第一百二十条第一項前段において準用する同法第一百三十条第一項若しくは第二百二十一条第五項前段において準用する同法第一百十七条第一項後段の財産目録、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十条第一項の事務報告書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十七条第一項第一項の決算報告書又は第二百三十四条第一項若しくは第二百四十八条第一項の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第一百二十七条第一項若しくは第二項、第二百三十四条第一項、第二百四十三条第一項若しくは第二項、第二百四十八条第一項又は第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかったとき。

十四 第六十二条第一項の規定に違反して、基金の返還に係る債権を取得したとき。

十五 第六十二条第二項後段の規定に違反して、基金の返還に係る債権を相当の時期に他に譲渡しなかったとき。

十六 第六十四条又は第六十七条の規定に違反して、損失てん補準備金又は代替基金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

号及び第三十七条第三項の規定の適用については、これらの規定中「弁護士又は弁護士法人」とあるのは、「弁護士」とする。

第四条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百五十四条ノ一第三号中「又ハ有限会社」を「、有限会社法又ハ中間法人法」に改める。(商法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第九十二条第一項前段において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十二 第百二十二条第一項から第四項までの規定に違反して、無限責任中間法人の財産を処分したとき。

二十三 第百三十一条、第二百三十九条又は第二百四十七条の規定に違反して、合併したとき。

二四 第百二十二条第一項第二項の規定に違反した者には、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称に関する経過措置)

第二条 第八条第二項の規定は、この法律の施行の際現に中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(弁護士法人に関する経過措置)

第三条 弁護士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百三十九号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、弁護士法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間ににおいて準用する第十七条第六項第三号、第十八条第一項第二

「有限会社」を「若しくは有限会社又は有限責任中間法人」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、「消滅した会社又は」を「消滅した会社若しくは中間法人又は」に、「会社が」を「会社又は中間法人が」に、「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(一)へ中「又は有限会社の資本」を「若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、「消滅した会社の」を「消滅した会社又は中間法人人の」に、「会社が」を「会社又は中間法人が」に、「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(一)ワ中「又は取締役」を「取締役」に改め、「監査役」の下に「又は理事若しくは監事を」を「相互会社」の下に「若しくは中間法人を」「金額」の下に「又は基金の総額」を、「の会社」の下に「又は中間法人」を加え、同号(一)ヨ中「監査役」の下に「若しくは理事若しくは監事を」を加え、同号(一)レ中「相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加え、同号(一)ソ中「会社の継続」を「会社若しくは中間法人の継続」に改め、「相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加え、「相互会社」の下に「若しくは基金の総額」を、「会社」の下に「又は中間法人」を加え、同号(一)イ中「金額」の下に「若しくは基会社」を、「会社」の下に「又は中間法人」を加え、同号(一)四中「又は相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
別表に次の一号を加える。

六十一 中間法人法(平成十三年法律第
号)第百五十七条(理事等の特別責任)の
罪

審査報告書

確定給付企業年金法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月七日

厚生労働委員長 中島 真人
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行い、国民の高齢期における所得の確保に係る自立的な努力を支援しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。
二、企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行ふ場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。

三、事業主、資産管理運用機関等の受託者責任について、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動するよう指

導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。

四、適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。

五、中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。

六、厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底とともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。

七、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。

八、確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。

九、転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のボーナスを確保する観点から、引き続き、検討を加えること。
一〇、年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。

右決議する。

確定給付企業年金法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月二十五日

衆議院議長 締實 民輔

(小字は衆議院修正)

確定給付企業年金法案

確定給付企業年金法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 確定給付企業年金の開始

第三章 加入者(第二十五条・第二十八条)

第四章 給付

第五章 障害給付金(第四十三条・第四十六条)

第六章 給付の制限(第五十二条・第五十四条)

第七章 掛金(第五十五条・第五十八条)

第八章 積立金の積立て及び運用(第五十九条・第六十八条)

第九章 行為準則(第六十九条・第七十三条)

第十章 確定給付企業年金についての税制上の措置(第九十二条)

第十一章 雜則(第九十三条・第一百六条)

第七条 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしてたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、第四条第三号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第三節 企業年金基金

(組織)

第八条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもつて組織する。

(法人格)

第九条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第十一条 基金は、その名称中に企業年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、企業年金基金という名称を用いてはならない。

(基金の規約で定める事項)

第十二条 第三条第一項第二号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第四条第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 代議員及び代議員会に関する事項

四 役員に関する事項

五 解散及び清算に関する事項

六 公告に関する事項

七 その他政令で定める事項

(基金の設立認可の基準等)

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるとときは、同号の認可をするものとする。

一 前条の規定により規約において定めることとされている事項が定められていること。

2 規約に第四条第四号に規定する資格を定めた場合においては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

3 規約に第二十九条第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。

4 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用者をもつて組織することと見込まれること(次号に掲げる場合を除く)。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合においては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用者をもつて組織することと見込まれること。

六 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないことを。

七 その他政令で定める要件

2 第五条第二項及び第三項の規定は、第三条第一項第一号の認可について準用する。この場合において、第五条第三項中「同号の承認を受けた規約」とあるのは、「基金の規約」と読み替えるものとする。

(成立の時期)

第十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

(理事長が選任されるまでの間の理事長の職務)

第十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした事業主が、理事長の職務を行う。この場合において、当該事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

(公生)

第十五条 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の規約の変更是、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第十五条第一項の変更の認可について準用する。この場合において、第五条第二項及び第三項の規定は、第一項の変更の認可について準用する。この場合において、第五条第二項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。

4 第十六条 基金は、規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けること。

2 前項の規約の変更是、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第十六条 基金は、規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けること。

2 前項の規約の変更是、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第十七条 基金は、規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしてたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

2 第五条第三項の規定は、前項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。

4 第十八条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は事業主において事業主(その代理人を含む)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は加入者において互選する。

2 第十九条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

1 規約の変更

(代議員会)

第十八条 基金に、代議員会を置く。

(理賛員の定数)

第十九条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

2 每事業年度の予算

3 每事業年度の事業報告及び決算

4 その他の規約で定める事項

2 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を請求し、その結果の報告を請求することができる。

3 第二十一条 前二条に定めるもののはか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員及び代議員会に関連必要な事項は、政令で定める。

2 第二十二条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選舉する。

2 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第二十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行つ。

第二十三条 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

第三十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

第五条 監事は、基金の業務を監査する。

第六条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

第七条 理事長の代表権の制限

第八条 基金と理事長(前条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(政令への委任)

第九条 第二十三条 前三条に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 (加入者)

第十一條 (加入者)

第十二條 (加入者)

第十三條 (加入者)

第十四條 (加入者)

第十五條 (加入者)

第十六條 (加入者)

第十七條 (加入者)

第十八條 (加入者)

第十九條 (加入者)

第二十条 (加入者)

第二十一条 (加入者)

第二十二条 (加入者)

第二十三条 (加入者)

第二十四条 (加入者)

第二十五条 (加入者)

第二十六条 (加入者)

(資格取得の時期)

第二十七条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所(以下「事業所」という。)又は船舶が、実施事業所となつたとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保險者等となつたとき。

四 実施事業所に使用される者が、規約により定められている資格を取得したとき。

(資格喪失の時期)

第二十八条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなつたとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保險者等でなくなったとき。

五 規約により定められている資格を喪失したとき。

(加入者期間)

第二十九条 加入者の期間(以下「加入者期間」といふ。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでない。

三十条 加入者である期間(以下「加入者期間」といふ。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでない。

(裁定)

第三十一条 給付を受けける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、事業主等が裁定する。

(受給権の譲渡等)

第三十二条 給付を受けける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、事業主等が裁定する。

(受給権の譲渡等)

第三十三条 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならぬ。

(年金給付の支給期間等)

第三十四条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(受給権の譲渡等)

第三十五条 この章に定めるもののほか、給付に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十六条 給付を受けけるための要件は、規約で定めるところによる。

(受給要件)

第三十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第三十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第三十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第四十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第五十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第六十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第七十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第八十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第九十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十五条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十六条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十七条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十八条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百十九条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百二十条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百二十一条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百二十二条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百二十三条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第一百二十四条 給付を受けた金額を標準として、課することができない。

(政令への委任)

四年法律第七十三号)による障害を支給事由とする給付を受ける権利を取得したとき。

(失権) いずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

第四十六条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

一 障害給付金の受給権者が死亡したとき。

二 障害給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第五節 遺族給付金

(支給要件) 第四十七条 遺族給付金は、規約において遺族給付金を支給することを定めている場合であつて、加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者その他政令で定める者のうち規約で定めるもの(以下この章において「給付対象者」という。)が死亡したときに、その者の遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲)

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位(第五十一条第二項において「順位」という。)は、規約で定めるところによる。

一 配偶者(届出をしていないが、死亡した者

の死亡の当時事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子(給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族(支給の方法)

第四十九条 遺族給付金は、規約で定めるところ

により、年金又は一時金として支給するものとする。

(年金として支給する遺族給付金の支給期間)

第五十条 老齢給付金又は障害給付金の給付を受けている者が死亡したときにその遺族に対し年金として支給する遺族給付金の支給期間については、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間として規約において一定の期間を定めていた場合に、第三十三条ただし書の規定にかかわらず、五年未満とすることができる。ただし、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間のうち給付を受けていない期間を下回ることができない。

(失権) 第五十二条 遺族給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。

二 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき。

(掛金)

第四十九条 遺族給付金の受給権者が死亡したときは、規約で定めるところにより、当該受給権者の次の順位の遺族に遺族給付金を支給することができる。

3 遺族給付金の受給権は、規約で定めるところにより、受給権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅するものとすることができる。

一 婚姻(届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。)をしたところができる。

二 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事实上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。

三 離縁により、給付対象者との親族関係が終了したとき。

第四十条 遺族給付金は、規約で定めるところ

第六節 給付の制限

第五十二条 加入者又は加入者であった者が、故意に、障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、当該障害を支給事由とする

障害給付金は、支給しないものとする。

第五十三条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しないものとする。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第五十四条 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたとき、その他政令で定める場合は、規約で定めるところにより、給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五章 掛金

(掛金)

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、一年回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。

4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前項の基準に従つて、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

の他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであることを。

(掛金の納付)

第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規約で定める日までに資産管理運用機関等に納付するものとする。

2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあっては、当該基金の同意を得たとき有限。

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法(昭和二十四年法律第二百六十号)第十三条の二第一項の規定に基づき、勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

4 前項に規定する掛金の額は、給付に要する費用の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならぬ。

5 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

6 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前項の基準に従つて、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

第六章 積立金の積立て及び運用
(積立金の積立て)

第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)を積み立てなければならない。

(積立金の額)

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であつた者(以下「加入者等」という。)に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならぬ。

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(決算における責任準備金の額等の計算)

第六十一条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第一項に規定する責任準備金の額(以下「責任準備金の額」という。)及び同条第三項に規定する最低積立基準額(以下「最低積立基準額」という。)を上回っているかどうかを計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の再計算)

第六十二条 事業主等は、前条の規定による計算の結果、積立金の額が、責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の拠出)

第六十三条 事業主は、第六十一条の規定による

計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、当該下回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより、掛金として拠出しなければならない。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第六十四条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した額を、当該控除すべき額が同項に定めるところにより算定した掛け金の額以上となつたときは、当該事業主等に係る掛け金については、同条第一項の規定は、適用しない。

2 積立上限額は、当該確定給付企業年金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができる積立金の水準を上回る額として、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)を相手方とする信託の契約

二 生命保険会社(生命保険法平成七年法律第五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。)を相

手方とする生命共済の契約

2 事業主は、前項第一号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、政令で定めるところにより、投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

(積立金の運用)

3 第一項各号に規定する者又は前項に規定する投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、資産管理運用契約(第一項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は前項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

4 資産管理運用機関が欠けることとなるときには、事業主は、別に資産管理運用契約(第一項各号に掲げる契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方となるべき者を定めて、資産管理運用契約を締結しなければならない。

5 資産管理運用契約が解除されたときは、当該解除された資産管理運用契約に係る資産管理運用機関は、速やかに、当該資産管理運用契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理運用機関に移換しなければならない。

(基金の積立金の運用に関する契約)

第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関する契約を締結しなければならない。

2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。

(事業主の行為準則)

第六十七条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に際しては、政令で定める。

(政令への委任)

第六十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に際しては、政令で定める。

第七章 行為準則

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図ること。

二 積立金の運用に関し特定の方法を指図する

ことその他の積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

(基金の理事の行為準則)

第七十条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはなら

ない。

官 報 (号外)		第三章 他の年金制度との間の移行等	
3	加入者等は、事業主等に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。	3	加入了等は、事業主等に対し、前項の規定による限度において、事業主等に対し、確定給付企業年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。
2	第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。	4	第百一条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主等の確定給付企業年金に係る事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、事業主等の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若しくは其金の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、事業主又は基金若しくはその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
2	厚生労働大臣は、規約型企業年金又は基金の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。	3	3 事業主が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の承認を取り消すことができる。
4	4 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したときは、又は基金が第一項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。	5	5 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。
第六章 金との間の移行等		第六章 金との間の移行等	
6	事業主若しくは基金が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその確定給付企業年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるとときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の承認を取り消し、又は基金の解散を命ずることができる。	6	6 事業主若しくは基金が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその確定給付企業年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるとときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の承認を取り消し、又は基金の解散を命ずることができる。
(期間の計算)		(期間の計算)	
7	第七十条 第百三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。	7	第七十条 第百三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2	2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。	2	2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
(権限の委任)		(権限の委任)	
8	第八十条 第百四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。	8	第八十条 第百四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の移転)		(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の移転)	
9	第九十七条 事業主等は、確定給付企業年金の実施事業所(政令で定める場合にあっては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が厚生年金基金の設立事業所(厚生年金保険法第百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)となっているとき、又は設立事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、当該厚生年金基金に、当該実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。	9	第九十七条 事業主等は、確定給付企業年金の実施事業所(政令で定める場合にあっては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が厚生年金基金の設立事業所(厚生年金保険法第百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)となっているとき、又は設立事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、当該厚生年金基金に、当該実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。
10	10 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権利義務を承継することができる。	10	10 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権利義務を承継することができる。
(前項の規定による厚生年金基金が権利義務を承継する場合における権利義務の移転)		(前項の規定による厚生年金基金が権利義務を承継する場合における権利義務の移転)	
11	11 第百五十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。	11	11 第百五十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。
(経過措置)		(経過措置)	
12	12 第百六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令の制定又は改廃する範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで	12	12 第百六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令の制定又は改廃する範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
第七章 金の賄い		第七章 金の賄い	
13	13 第百七十二条 第百七十三条 第百七十四条第一項及び第三項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を行ふ場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を行ふ場合について、それぞれ準用する。	13	13 第百七十二条 第百七十三条 第百七十四条第一項及び第三項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を行ふ場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を行ふ場合について、それぞれ準用する。
14	14 基金は、第一項の認可の時において消滅し、その権利義務は、その時に成立した厚生年金基金が承継する。	14	14 基金は、第一項の認可の時において消滅し、その権利義務は、その時に成立した厚生年金基金が承継する。
15	15 第百八十六条 第百八十七条 第百八十八条 第百八十九条第一項の規定は、第一項の認可の申請を行つたときに、それぞれ準用する。	15	15 第百八十六条 第百八十七条 第百八十八条 第百八十九条第一項の規定は、第一項の認可の申請を行つたときに、それぞれ準用する。

申請を行う場合について準用する。
(移行等の際に厚生年金基金の加入員とならない者に係る厚生年金保険法の適用)

第一百十条 前三条の場合において、給付の支給に関する権利義務が厚生年金基金に承継される者であつて当該厚生年金基金の加入員とならないものについては、厚生年金保険法第百三十三条から第百三十三条の二まで、第百三十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)
第一百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主(厚生年金基金を共同して設立している事業主)が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付(厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という。)を除く。)の支給に関する権利義務(当該厚生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきで、未支給給付及び第百三十二条第三項の規定は第一項の認可の申請を行う場合について、第七十四条第二項及び第三項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。)

(厚生年金基金から基⾦への移行)
第一百十二条 厚生年金基金は、第三条第一項第二号の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、基金となることができる。

前項の認可を受けようとするときは、厚生年金基金は、基金の規約を作り、その他基金の設立に必要な行為(第三条第一項第二号の規定による認可の申請を除く。)をしなければならない。

当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があったときは、厚生労働大臣の承認を受け、同項の権利義務を承継することができる。

当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定による解散の認可があつたものとみなす。この場合において、同法第百四十七条第四項、第六十二条の三及び第一百六十二条の四の規定は

適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四十六条の規定の適用については、同法第百三十九条第六項中「当該ト回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは「年金たる給付(第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付に限る。)」とする。

4 第二項の規定により当該規約型企業年金の事業主が権利義務を承継する場合には、当該厚生年金基金から当該規約型企業年金の資産等積立金であつて、未支給給付及び第百三十二条第三項に規定する責任準備金に相当する部分を除く。)及び同法第百四十七条第四項に規定する残余財産を移換するものとする。

5 第百七条第三項の規定は第一項の認可の申請を行う場合について、第七十四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、それぞれ準用する。

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が下回る額であるのは、当該下回る額のうち政令で定める額とする。

第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徵収すべきであつた掛け金及び徵收金であつてまだ徵収していないものの徵収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第百三十三条から第百三十三条の二まで、第百三十五条、第百三十六条、第百三十八条から第百四十二条まで、第百六十九条から第百七十二条まで、第七十四条において準用する同法第九十八条第三項及び第四項、第百七十八条並びに第百七十九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

7 第百七条第三項の規定は、第一項の認可の申請を行う場合について準用する。

第八条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徵収する場合においては、解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を得て、当該責任準備金に相当する額の一部について、国債、株式その他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納(以下この条において「物納」という。)をすることができる。

前項の厚生労働大臣の許可の申請は、第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に行われなければならない。

4 厚生年金基金は、第一項の認可の時において消滅し、その権利義務厚生年金代行給付(消滅した日までに支給すべきであつた給付を除く。)の支給に関する権利義務を除き、次条第一項の規定により同項に規定する責任準備金に相当す

る額を政府に納付する義務を含む。)は、その時に成立した基金が承継する。

前項の規定により厚生年金基金が消滅したときは、消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金を解散した厚生年金基金とみなして厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定を適用する。この場合において、同項中「基金が解散する」とあるのは「基金が確定給付企業年金法第百二十二条第四項の規定により消滅する」と、「当該解散する日」とあるのは「当該消滅する日」と、「当該基金」とあるのは「当該消滅した基金の権利義務を承継した企業年金基金」と、「当該基金等」という。)から徵収する。

前項の場合において、政府が解散厚生年基金等から徵収する徵收金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した厚生年金基金連合会から徵収する徵收金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十二条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第一百一十二条第二項並びに第百四条の規定を適用する。

前項並びに第百四条の規定(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)の一部の物納)の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徵収する場合においては、解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を得て、当該責任準備金に相当する額の一部について、国債、株式その他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納(以下この条において「物納」という。)をすることができる。

前項の厚生労働大臣の許可の申請は、第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に行われなければならない。

物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ごとに、証券取引法第二条第十八条に規定する有価証券指数の変動と一致するように運用するこができるよう組み合わせたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たす

ものでなければならない。

4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金資金運用基金又は年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者(以下この項において「年金資金運用基金等」という。)に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金資金運用基金等が年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)第一条に規定する年金資金の管理及び運用のために取得したものとみなす。

5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金資金運用基金に対し寄託したものとみなす。

6 第四項の規定による有価証券の移換に伴う手数料その他の費用については、解散厚生年金基金等が負担するものとする。

(移行後の厚生年金基金が支給する死)を支給する理由とする給付等の取扱い)

第一百五十五条 第百七十三条第二項、第一百八十二条第一項又は第一百九条第四項の規定により規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務又は基金の権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付第百七十三条第二項、第一百八十二条第一項又は第一百九条第一項の認可を受けた日において当該規約型企業年金又は基金の遺族給付金の受給権を有する者に支給するものに限る。)

2 第百十一条第一項又は第一百十二条第一項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事定を適用し、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定は適用しない。

業主等が給付を行う遺族給付金(第一百十一条第一項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。)については、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死)を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第三百三十六条规定を適用し、第三十四条の規定は適用しない。

(政令への委任)
第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行
(確定拠出年金を実施する場合における手続等)
第一百六十七条 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法(平成十三年法律第二百二十二条)第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産(同条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理機関等から当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第六章 第一百八十八条 第九十条第一項又は第一百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において「移換加入者」という。)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のう

ち移換加入者となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「残余財産(政令で定めるものを除く。)」とあるのは、「残余財産(政令で定めるものを除く。)」とする。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第六章 第一百二十二条 基金が、第十五十五条の規定により基金がこの法律の規定により基金が行うものとされた事業以外の事業を行った場合には、その役員、代理人若しくは使用者の他の従業者又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第六章 第一百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

第六章 第一百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

二 第十条第二項の規定に違反して、企業年金基金という名称を用いた者は

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日
二 附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業主若しくは規約型企业年金の清算人又は基金の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者若しくはその清算人は百万円以下の過料に処する。

一 第九十条第四項又は第一百一条第一項の規定による命令に違反したとき。
二 第百条第一項の規定に違反して、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき。

三 第百二十条 第七条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主又は基金の役員は、百万円以下の過料に処する。

四 第百二十二条 基金が、第十五十五条の規定により基金がこの法律の規定により基金が行うものとされた事業以外の事業を行った場合には、その役員、代理人若しくは使用者の他の従業者又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第五章 第一百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

第六章 第一百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

二 第十条第二項の規定に違反して、企業年金基金という名称を用いた者は

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第百十一条から第一百十四条まで及び第一百

は障害を支給理由とする年金たる給付又是一時金たる給付を行うことができる。

第一百五十九条の二の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に、「若しくは生命保険会社」を、「生命保険会社若しくは農業協同組合連合会」に、「若しくは保険」を、「保険若しくは共済」に改める。

第一百六十条第一項、第三項、第五項及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。第一百六十条の二第三項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「死」一時金を「死亡」を支給理由とする一時金(以「死」一時金」という。)に改め、同条第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百六十二条第一項及び第二項、第一百六十二条第一項並びに第一百六十二条の二中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百六十二条の二第二項、第三項、第五項及び第七項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(障害給付等に係る残余財産の交付)
第一百六十二条の四 連合会が第一百五十九条第二項に規定する業務を行つている場合にあつては、解散した基金は、規約の定めるところにより、第一百四十七条第四項に規定する者に分配すべき残余財産(前条第四項の規定により交付を申し出たものを除く。)の交付を連合会に申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定による申出に従い、前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令で定めるところにより、当該第一百四十七条第四項に規定する者に対し、死亡又は障害を支給する年金たる給付又は一時金たる給付を支給するものとする。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。(この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第一百六十二

条の四第二項」と、「解散基金加入員」とあるのは「第一百四十七条第四項に規定する者」と、「行なう」を「行つ」に改める。

同条第七項中「第五項の規定により解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算し」とあるのは「第一百六十二条の四第二項の規定により年金たる給付」と、「当該解散基金加入員」とあるのは「当該第一百四十七条第四項に規定する者」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第百六十条第一項の規定は、第一項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第七項の規定による通知について準用する。

第一百六十三条中「第一百五十九条第一項の年金給付」を「連合会が支給する年金たる給付」に改める。

第一百六十三条の二の見出し及び同条第一項並びに第一百六十三条规定は、「老齢年金給付」に改める。

第一百六十四条第一項中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「第三十九条第二項前段並びに第三百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について」を、並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第三百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について」に、「に係る年金給付」を「老齢年金給付」に、「死亡」一時金を「連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付」に改める。

附則第三十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)
第三十条 当分の間、解散しようとする基金又は確定給付企業年金法(平成十三年法律第号第百十一一条第一項の規定により企業年金基金となろうとする基金は、政令で定めるところにより、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、当該認可を受けた日以後の当該基金の加入員であつた期間に

一項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第一百七十二条中「年金給付」を「年金たる給付」に、「行なう」を「行つ」に改める。

第一百七十六条第一項中「第一百三十条第四項又は第一百五十九条第五項」を「第一百三十条第五項又は第一百五十九条第六項」に改める。

第一百七十七条の次に次の二条を加える。

(業務概況の周知)

第一百七十七条の二 基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。

い。

2 基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であつて基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つてゐるものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第一百八十二条第一項第三号中「第一百三十九条第三項」を「第一百三十九条第四項」に改める。

附則第七条の六の見出し及び同条第一項から第五項まで、第七条の七第一項から第四項まで、第十三条の二第一項から第五項まで、第十三条の三、第十三条の七第一項から第五項まで並びに第十三条の八第一項から第四項まで及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第三十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)

3 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

四 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

三 当該基金については、第八十二条の三、第一百三十九条第七項及び第八項並びに第一百四十条第八項及び第九項の規定を適用しない。

四 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

五 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

六 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

い。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる期間につ

ける第百三十二条第二項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。

2 前項の規定により認可を受けた基金のこの法律その他の法令の規定の適用については、認可を受けた日以後の加入員であつた期間を当次に定めるところによる。

一 第四十四条の二、第一百三十二条第二項その他この法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、認可を受けた日以後の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一条第五項の規定の適用については、は、認可を受けた日以後、当該基金の加入員を基金の加入員でないものとみなす。

三 当該基金については、第八十二条の三、第一百三十九条第七項及び第八項並びに第一百四十条第八項及び第九項の規定を適用しない。

四 第百四十条第三項の規定の適用については、は、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

五 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

六 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

七 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

八 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

九 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十一 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十二 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十三 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十四 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十五 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十六 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

十七 第百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、当該基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

い。

2 前項の規定は、適用しない。

九五

給を受ける年金」)、「同」に規定する契約に基

した金額に相当する公的年金等の支払があ

イ
各厚生年金基金契約につき、当該契約

第三項第三号(公的年金等の定義)に基づいて拠出されたに、「勤務をした者」を「加入者」に、「その退職年金」を「その年金」に改め、同条に次の一号を加える。

第三十五条第三項第三号に規定する政令で定める年金の支払をする場合(政令で定める場合に限る)。その年金の額から政令で定めるところにより計算した金額を控除

企業年金基金

確定給付企業年金法

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の所得税法の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(法人税法の一部改正)

約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加え、同条第一項中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「相定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を、「又は厚生年金基金」の下に「若しくは企業年金基金」を、「当該厚生年金基金」の下に「若しくは

つたものとみなす。
第二百一十七条中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「契約に係る」を「契約並びにこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る」に改める。
別表第一第一号の表環境事業団の項の次に次のよう 加える。

き、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものをお控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

八 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該

契約に係る企業年金基金の加入者又は加入候
入者であつた者が負担した部分の金額で
その信託財産に係るものと控除した金額
として政令で定めるところにより計算し
た金額の合計額

該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

□ 各確定給付年金基金資産運用契約又は各確定給付年金基金資産運用契約に依る責任準備金額のうち、これららの契約に係る共済掛金積立金に相当する金額から、これらの契約に係る掛け金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額までその共済掛金積立金に係るものと控除した金額として政令で定めるところによ

り計算した金額の合計額
第八十四条第二項第五号中「厚生年金基金契約又は」を「厚生年金基金契約、確定給付年金基
金資産運用契約又は」に改め、同号口を同号口とし、同号イの次に次のように加える。

保険金受取人が負担した部分の金額でその
保険料積立金に係るものと控除した全
額として政令で定めるところにより計算
した金額の合計額

合言

第八十四条第二項第七号を次のように改め
る。

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る掛け金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその有価証券その他の資産に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛け金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいい、これらの規定に規定する」を削り、「規定する信託の契約をいい」の下に、「前二項に規定する確定給付年金資産管理運用契約とは、確定給付企業年金法第六十五条第一項（事業主の積立金の管理及び運用に関する規定）の規定により締結された信託、生命保険

又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する
確定給付年金基金資産運用契約とは、同法第六
条第一項(基金の積立金の運用に関する契
約)の規定により締結された信託、生命保険若
しくは生命共済若しくは同条第二項に規定する
信託又は同条第四項に規定する預金若しくは貯
金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法
による確定給付年金積立金の運用に関する契約
をいい」を加える。

(退職年金等積立金に対する法人税の特例)
第二十一条 適格退職年金契約に係る託、生命

2
2 保険又は生命共済の業務を行う法人に対しては、これらの業務は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第一章及び第三編第三章(退職

のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者は又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその有価証券その他の資産に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額第八十四条第三項中「適格退職年金契約」は、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛け金又は保険料額

一 適格退職年金契約に係る信託の業務を行
う法人 次に掲げる金額の合計額
イ 第八十四条第二項第一号に定める金額
ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約
に係る信託財産の価額から、当該契約に
係る掛金の額のうちその信託の受益者が
負担した部分の金額でその信託財産に係
るものと控除した金額として政令で定め

<p>(適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付年金への移転)</p> <p>第一十五条 事業主等は、その実施事業所の事業者が前条の規定による改正後の法人税法(以「新法人税法」という。)附則第二十条第三項に定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に</p>	<p>企業年金基金</p>	<p>確定給付</p>

の支給に関する権利義務を承継することができ
る。

2 第七十四条第一項及び第三項の規定は、当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に事業主が前項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は、当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に基金が前項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

第一項の規定により当該事業主等が権利義務

を承継する場合には、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第一項各号に掲げる法人から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金については、第三十六条第四項及び第四十一条第三項の規定は適用せず、要件(一)とあるのは、次に掲げる要件(附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、第三十六条第二項及び第四十一条第一項の適用については、第三十六条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは、次に掲げる要件(附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令で定める要件)とする。

(適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移転)
第二十六条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退

職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第百七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

3 第一項の規定により当該厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合には、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該

適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受益者等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第百三十一條から第百三十三条の二まで、第百三十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡による支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死ににより支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。については、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。

第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令で定める要件とし、「と、」と、第四十一条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは、次に掲げる要件(附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令で定める要件)とする。

(適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移転)

第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者(以下この条において單に「中小企業者」という。)であって、新法人税法共済機構への移換)
(適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職年金契約に係る権利義務の承継に関する事項は、政令で定める要件)とする。

第二十九条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に関する事項は、政令で定める。

第三十条 第二十九条の規定に規定する給付に係る文書は、附則第二十条第三項に規定する給付に係る文書である。

確定給付企業年金法(平成十三年法律第二百五十九条)に規定する給付に関する文書

号)第三十条第三項(裁)

企業年金基金

約を締結しているものが、平成二十四年三月三十日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退

職年金契約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の金額で、次に掲げる額を合算して得た金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところによつて、当該附則別表の上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であった期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を超えることができない。

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二百五十九条の二第一項まで(基金に第百三十条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)又は第二百五十九条(連合会の業務)並びに第二百五十九条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に掲げる給付)を第一項から第三項まで(基金の業務)又は第二百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付並びに同条第三項第一号(連合会の業務)に掲げる給付)を第一項から第三項まで(基金の業務)又は第二百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付」に改め、同表の作成者の欄中「厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社」に改め、同表に次のように加え

2 (印紙税法の一一部改正)

第二十九条 印紙税法昭和四十二年法律第二百五十九条の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「基金の業務」並びに第百三十条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)又は第二百五十九条(連合会の業務)並びに第二百五十九条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に掲げる給付)を第一項から第三項まで(基金の業務)又は第二百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付並びに同条第三項第一号(連合会の業務)に掲げる給付)を第一項から第三項まで(基金の業務)又は第二百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付」に改め、同表の作成者の欄中「厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社」に改め、同表に次のように加え

2 当該被共済者となつた者が当該退職金共済契約の効力が生じた日に退職したものとみなして中小企業退職金共済法第十条第二項第三号の規定により支払われる金額を考慮して厚生労働省令で定める金額

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二百五十九条の二第一項まで(基金に第百三十条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)又は第二百五十九条(連合会の業務)並びに第二百五十九条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に掲げる給付)を第一項から第三項まで(基金の業務)又は第二百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付並びに同条第三項第一号(連合会の業務)に掲げる給付)を第一項から第三項まで(基金の業務)又は第二百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業」に、「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する給付を「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付」に改め、同表の作成者の欄中「厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社」に改め、同表に次のように加え

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条 前条の規定による改正後の地方税法

(次項において「新地方税法」という。)第三十四条

第一項第五号の規定は、平成十五年度以後の
年度分の個人の道府県民税について適用し、平
成十四年度分までの個人の道府県民税について
は、なお従前の例による。

2 新地方税法第三百四十四条の二第一項第五号の
規定は、平成十五年度以後の年度分の個人の市
町村民税について適用し、平成十四年度分まで
の個人の市町村民税については、なお従前の例
による。

(保険業法の一部改正)

第三十五条 保険業法の一部を次のように改正す
る。

附則第一条の十二の次に次の一条を加える。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当
額の一部の物納に関する特例)

第一条の十三 確定給付企業年金法(平成十三
年法律第

号)第百十三条第一項に規定
する解散厚生年金基金等(以下この条におい
て「解散厚生年金基金等」という。)が、同法第

百四十四条第一項の規定により責任準備金(同
法第百十三条第一項に規定する責任準備金を
いう。)に相当する額の一部について物納(同
法第百四十四条第一項に規定する物納をいう。
以下この条において同じ。)をする場合におい
て、当該物納に充てるため、生命保険会社
(外国生命保険会社等を含む。以下この条に
おいて同じ。)から当該解散厚生年金基金等が
締結した生命保険の契約に係る資産の引渡し
を受けるときは、当該資産の引渡しは、内閣
府令で定めるところにより、当該資産の額に
相当する金額の保険金、返戻金その他の給付
金の支払とみなして、この法律の規定を適用
する。

2 年金資金運用基金と資金の管理及び運用に
関する契約を締結する生命保険会社が、確定

給付企業年金法第百十四条规定によ
り解散厚生年金基金等から物納に係る資産を

移換される場合には、当該資産の移換は、内
閣府令で定めるところにより、当該年金資金

運用基金と締結する生命保険の契約に係る當
該資産の額に相当する金額の保険料の收受と

みなして、この法律の規定を適用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律
第九十七条)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号の一中「確定拠出年金事
業」を「確定給付企業年金事業及び確定拠出年金
事業」に改める。

(罰則に関する経過措置)
第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定については、当該規定)の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第三十八条 この附則に規定するものほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附則別表

金額	月数
一、〇〇〇円	一月
二、〇一〇円	二月
三、〇一〇円	三月
四、〇一〇円	四月
五、〇三〇円	五月
六、〇四〇円	六月
七、〇六〇円	七月
八、〇七〇円	八月
九、〇九〇円	九月
一〇、一二〇円	一〇月

一一、一四〇円	一月	四〇、八九〇円	三九月
一二、一七〇円	二月	四一、九九〇円	四〇月
一三、二〇〇円	三月	四三、〇九〇円	四一月
一四、二三〇円	四月	四五、二〇〇円	四二月
一五、二七〇円	五月	四五、三一〇円	四三月
一六、三〇〇円	六月	四六、四二〇円	四四月
一七、三四〇円	七月	四七、五三〇円	四五月
一八、三九〇円	八月	四八、六五〇円	四六月
一九、四三〇円	九月	四九、七七〇円	四七月
一〇、四八〇円	一〇月	五〇、八九〇円	四八月
一一、五三〇円	一一月	五一、〇二〇円	四九月
一二、五六〇円	一二月	五四、一五〇円	五〇月
一三、六四〇円	一二月	五四、二八〇円	五一月
一四、七八〇円	一四月	五六、五五〇円	五三月
一五、七六〇円	一五月	五六、五五〇円	五三月
一六、八二〇円	一六月	五七、六九〇円	五四月
一七、八九〇円	一七月	五八、八三〇円	五五月
一八、九六〇円	一八月	五九、九八〇円	五六月
一九、〇三〇円	一九月	六一、一二〇円	五七月
二〇、一〇〇円	二〇月	六二、二七〇円	五八月
二一、一八〇円	二一月	六三、四三〇円	五九月
二二、二六〇円	二二月	六四、五八〇円	六〇月
二三、三四〇円	二三月	六五、七四〇円	六一月
二四、五四〇円	二四月	六六、九一〇円	六二月
二五、五二〇円	二五月	六八、〇七〇円	六三月
二六、六〇〇円	二六月	六九、二四〇円	六四月
二七、六九〇円	二七月	七〇、四一〇円	六五月
二八、七九〇円	二八月	七一、六〇〇円	六六月

一一、一四〇円	一月	四〇、八九〇円	三九月
一二、一七〇円	二月	四一、九九〇円	四〇月
一三、二〇〇円	三月	四三、〇九〇円	四一月
一四、二三〇円	四月	四五、二〇〇円	四二月
一五、二七〇円	五月	四五、三一〇円	四三月
一六、三〇〇円	六月	四六、四二〇円	四四月
一七、三四〇円	七月	四七、五三〇円	四五月
一八、三九〇円	八月	四八、六五〇円	四六月
一九、四三〇円	九月	四九、七七〇円	四七月
一〇、四八〇円	一〇月	五〇、八九〇円	四八月
一一、五三〇円	一一月	五一、〇二〇円	四九月
一二、五六〇円	一二月	五四、一五〇円	五〇月
一三、六四〇円	一二月	五四、二八〇円	五一月
一四、七八〇円	一四月	五六、五五〇円	五三月
一五、七六〇円	一五月	五六、五五〇円	五三月
一六、八二〇円	一六月	五七、六九〇円	五四月
一七、八九〇円	一七月	五八、八三〇円	五五月
一八、九六〇円	一八月	五九、九八〇円	五六月
一九、〇三〇円	一九月	六一、一二〇円	五七月
二〇、一〇〇円	二〇月	六二、二七〇円	五八月
二一、一八〇円	二一月	六三、四三〇円	五九月
二二、二六〇円	二二月	六四、五八〇円	六〇月
二三、三四〇円	二三月	六五、七四〇円	六一月
二四、五四〇円	二四月	六六、九一〇円	六二月
二五、五二〇円	二五月	六八、〇七〇円	六三月
二六、六〇〇円	二六月	六九、二四〇円	六四月
二七、六九〇円	二七月	七〇、四一〇円	六五月
二八、七九〇円	二八月	七一、六〇〇円	六六月

官 報 (号 外)

平成十三年六月八日 参議院会議録第二十号(その二)

確定給付企業年金法案

一〇七、一〇〇円	九五月
一〇八、四〇〇円	九六月
一〇九、七〇〇円	九七月
一一一、〇〇〇円	九八月
一一二、三〇〇円	九九月
一一三、六〇〇円	一〇〇月
一一四、九〇〇円	一〇一月
一一六、二〇〇円	一〇二月
一一七、五〇〇円	一〇三月
一一八、八〇〇円	一〇四月
一一九、一〇〇円	一〇五月
一一一、四〇〇円	一〇六月
一一一、七〇〇円	一〇七月
一二四、〇〇〇円	一〇八月
一二五、四〇〇円	一〇九月
一二六、八〇〇円	一一〇月
一二八、二〇〇円	一一一月
一二九、六〇〇円	一一二月
一三一、〇〇〇円	一一三月
一三一、四〇〇円	一一四月
一三三、八〇〇円	一一五月
一三五、二〇〇円	一一六月
一三六、六〇〇円	一一七月
一三八、〇〇〇円	一一八月
一三九、四〇〇円	一一九月
一四〇、八〇〇円	一一〇月

官 報 (号 外)

平成十三年六月八日 参議院会議録第三十号(その二)

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となる
ため、第二十号を先に発送しました。)

発行所	〒105-0002 東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局	電話 03(3587)4294
定価	(本体一部 四〇〇円別途)
料	郵便料金